明治廿七年二月二十六日第三種郵便物認可

明治廿一年五月創刊

毎月一回二十日發行

MAGAZINE
OF THE PRISON
SOCIETY OF JAPAN.
NO. V. MAY, 1903.
VOL. XVI.

監獄協會雜誌

明治三十六年五月二十日發行

第拾六卷
第五號

監獄協會發行

第十六卷第五號目次

○論　說……（一　頁）
●清浦會默演說（於總會席上）
●出獄人保護事業に就て（仝上）……男爵　松平正直君
●監獄主管の變更に就ての所感（仝上）……石渡敏一君
●統計の効用（續）……矢　文　聰君
○典獄會議……（二五頁）
●司法大臣演說要領
●久保田監獄局長演說
●指示事項
●諮問事項
●注意事項
○本會總會事務報告……（七四頁）
●石澤委員挨拶
●事務の報告……小河委員長
●會計の報告……藤澤委員
○雜　報……（八三頁）
●履員の賜料
●外數件
○會　告……（八六頁）

第十六卷第四號目次

○會　說……（一　頁）
●監獄官制の發布
○論　說……（七　頁）
●階級制に就て（前號の續）……留岡幸助君
●留岡君の階級制度に對する所見に就て……印南於菟吉君
○雜　錄……（二四頁）
●小笠原島及八丈島視察に就ての所感……（其三）……藤澤正啓君
偶感……冷　骨　生君
●何や角……相　文　予君
○漫　錄……（五一頁）
●東京監獄生の名を以て左の書面が舞ひ込んだ
○統　計……（五二頁）
●明治三十六年二月末日現在全國在監人員表
●明治三十六年二月末日現在全國囚人刑名別
○地方通信……（五四頁）
●短簡……冷　骨　生
○雜　報……（五六頁）
●辯護士協會錄事の監獄官吏の不親切と題する記事に就て（外數十件）
○敘任辭令……（六四頁）
●典獄任命
○法　令……（六六頁）
●司法省訓令第三號監獄會計處務規程中改正
○新著紹介……（六九頁）
○會　告……（七一頁）

監獄協會雜誌第十六卷第五號　（明治三十六年五月廿日發行）

論　說

○清浦會頭演說（於總會席上）

本稿以下總べて四月二十六日本會總會の演述を筆記したるものにして再び演述者の校閲を請ふの遑なし依て直に之を掲げ其の疎漏の責は編者之を負ふ

來賓諸君並に會員各位、本日茲に監獄協會の總會を開くに當りまして、多數の來臨を辱ふしたるは、誠に本會の光榮とする所であります、本會は近來益々盛大の運に赴く有樣でありまして、是又深く喜ふ所であります、

監獄事務は國家政務の中に於て重要なるものである、又社會問題に參聯して深く講究を要すべき所のものである、性質此の如くあるにも拘らず、世人の監獄事務の上に耳目を注ぎ同情を有する者の尠ないのは誠に遺憾の至りであります、要するに今日の監獄に對する所の感念が、尚ほ曾時の野蠻時代なる牢屋を以て見ると云ふ所の感念を存し、而して文明時代の監獄の眞理を世人一般が深く承知しない爲めであらうと思はるゝのであります、將來益々監獄協會を擴んにして、而して文明的の監獄理想を廣く實際に擴張して行くことを希望致しまする次第故、今後

一層の御盡力あらむことを希望致して置きます、
本日は松平男爵並に石渡民刑局長に一場の演說を請求致しましたる所快く承諾に相成りました、是よりして我々は諸君と共に兩君の有益なる御話を拜聽することを喜びます、又兩氏に向つて厚く御禮を申上げます、私は今日是丈の御挨拶を爲すに止めて置きます（拍手）

○出獄人保護事業に就て（於總會席上）

男爵　松平正直君

諸君私は松平正直であります、今日は當協會より御案內を受けまして、此總會の席に臨む榮を得ましたのは、誠に正直に於きましても滿足を致しまする次第であります、所が何か此會に於て有益なる御話をするやうにと云ふ御賴みもあり且つ何を御話したら宜からうかと考へましたが、私は斯道に經驗のある者でもなく、專門に調べたと云ふ事もないのでありますから、決して御利益になる御話を致すことの御受合は出來ませぬと云ふ御話をしました所が、出獄者保護上の事に就て話して呉れろと云ふ御話もありました、併し之も出獄者保護抔と謂ふ困難なる事業に就て一々精しく御話すると云ふことを御受合を致すことは出來ませぬが、兎に角心付きの次第丈は御參考に供する爲めに一二御話もしませうがと云ふことに致し置ました、夫れ故唯今御話をするのは右等の事に付て大なる有益の御話と思召て御聽下されては大に違ひます、唯一二の氣付き丈を御話致しませうと存じます、偖て此監獄と云ふ上に於きましては、即ち此監獄事業を充分に研究調査して立派な監獄にしたいと云ふが即ち此協會の目的である、して見れば、此監獄と云ふものはどう云ふものであるかと云ふに、之を約言すれば、即一面には法を犯した者を罪して之を懲らし、一面には之を改善して良民とならしむる、是丈に止まる、然るに此幅を論しますれば實に關係の大なるもので、唯今會頭も話されましたやうに、既往の牢屋とは違ひ今日の關係は法律其他社會上の關係鮮からぬとであります、假に之を宗教的の區別から言ひますれば、先づ此過去と現在と未來と斯う分けて相關聯すべきものと存じます、現在即ち囚人……此貴重なる人と云ふ上から考へますれば、何んで監獄へ這入つたかと云へば、皆此過去の然らしむることあつて這入つた、是が出てどうなるかと云へば、是が出て而して社會に又顏を出さなければならぬ、是は未來のことであります、此三者に關係をする其設備機關と云ふものはナカ〳〵一種や二種で整ふ譯でない、先づ此過去と爲す時代の設備は如何であると云へば、學校も即ち良民を罪に陷らしめぬやうに人を敎へる、敎育も大關係を持つて居る、又貧民の救助をする、不良子弟の感化をする、皆監

獄とは隣りのやうな即ち此過去の時代に於て必要な機關設備である、所で現在教育は無論多少見るべきもの稍や備はりつゝ進行して居ります、殊に現在の此監獄の如きは、維新以來改良に改良を加へて之に從事する官吏を敎育しナカ〳〵見るべきものがあります、去りながら是で完全無缺とはまだ〳〵云へない、殊に此未來の出獄者の保護と云ふ點に至つては實に未だ幼稚である、どうも此幼稚も已むを得ないです、先づ此出獄者の保護と云ふ問題の人の腦裡を刺戟することになりましたのも漸く昨今で、之に經驗と云ふことも日本には何もありませぬ、まだナカ〳〵輕忽に之をやつて見た所が、如何して宜いかと云ふ方法も一寸付き兼る、實に是は容易な事業てはない、此容易な事業てない出獄者のことに就て一二氣付きを申上げたいのであります、

斯の如き至難な仕事をするにはどうするか、何が一番至難であるか、誰でも考もあらう良い法もあらうが、サア金がない斯う云ふ話だ、是が一番此問題に關係を持つて居る、ソコデ金が澤山思ふやうに集つて整然とやつたならば行くかと云ふにまださう往かない、金があつても目的を達するには實地の經驗を要する、併ながら兎に角金が要る、偖て其金はどうして集めるか、之を社會の公德に訴へて寄附を促す、言葉で云へば簡單至極である、然るに此社會公衆に訴へると云ひましても、目前に見へる華々しき慈善の事ならば一寸是が集り易い、併し此の出獄者保護と云ふ如き高尙なる永遠の慈善に向つてはナカ〳〵金は捐て惡くい、一寸分らない、之を分らして出させると云ふのは尋常一樣のことては出來ない、て或は之を國庫に訴へ或は之を地方稅に訴へると云ふ手段方法もありませうけれども、今日先づ着手するには何から着手するが宜いかと云ふとは餘程今日の研究問題である、それに付ては私は斯う云ふ順序に行きたいと云ふ希望がある、第一金が集まるは何んで集まるか、信用でなければ集まらない、今日利益の爲めに會を起すと云ふのですら容易に金が出ぬものが此慈善に金を出すと云ふことは容易てない、全く此信用一點から成る程あれは社會に益がある、此事は良いと云ふとの事實を社會に顯はしたならば又此金も集まることになる、其事實を顯はすには如何したら宜いか、どうか此保護をするのに着實に設備を充分に求め形式的に完全を求むるてなく、事實の上に五人でも十人でも、斯くして出獄者に保護を與へて是丈の利益があると云ふとを社會に公けに出來得る丈の事實を實行的に積んで行く、ソコデ社會に斯の如き鴻益を與へて呉れると云ふことが分り、それが金を集める基となる、偖て其實行的に進むは何が源になるかと云へば唯だ一の誠心である、之に從事する人は實に容易なとてない、唯世間の評判を得むとする如き心ては此事は出來ませぬから、實に誠心以て之に從事し、一人たりとも其人を善心に導き其人の職に就き業を營むに至るを樂むと云ふが如き精神て掛るが是の基になるので

ある、斯の如き秩序を擧げて實効を擧げて社會の信用を博すると云ふものが各地方諸所に起つて來る曉には、いつか社會の人は目が醒めて、成程出獄者の保護は必要である、出獄者は是非保護しなくてはならぬと云ふことを銘々が覺るやうになつた曉には、之を寄附に賴へましても相當の事が出來るやうになりませう、是が正直の大に出獄者保護の方法に於ての着手順序として希望して居る點であります、それから此出獄者保護に付ては之を研究し其方法順序等を究めるにはナカ〳〵一朝一夕の談でなく歐米各國に於て既に行はれて居る例を着々調べて見ましたならば限なくあるでありませうが、それは又專門に御調べになつたお方、又其方に向いて歐米等を御調べになつた御方の精しき御話に讓りまして正直は是丈に止めます、尙ほ終りに臨んで一言致し置きたい事がある、それは此監獄事務の行政に屬することであります、協會として之を見る時には、此行政の事務の變遷に付て變りなく進みたいのであります、何かと云ふと元此監獄は內務省所管でありました、所が曾て司法省所管に移されまして、而して其監督も知事がして居りましたのが、此度は司法大臣直轄の下に立つやうになりました、之に付ては協會としては何も論ずることはありませぬが、此監獄の事業を進めるに付て能く之を解釋して行きたいと思ふ、前に御話した、現在なる監獄に居る間は何も動きやうはない、過去と未來にあつては總て此仕事は地方行政と密着して離れぬものである、ソコデ此出獄者の保護の如き或は協會を設けて寄附を促すと云ひ、或は地方稅に賦へて補助を仰ぐと云ひ、總て地方の行政に關係を持つて來るのでありますから管轄の違つた爲めに感情を異にしないやうにして行きたいと思ふ、協會としては管轄が何れにならうが眼中に置かない、唯前御話した監獄の目的を達することを唯一の主眼とするが、其方に向いては其所管等の關係を持たすして充分共同一致と云ふことを忘れずして行くことを大に希望します、是は無論言ふまでもないとであるが、一寸是は感じを持ち易いものであるから婆心的に一言添へて置きます、諸君の御考は如何でありますか充分一つ御考へ下されて而して今御話した如き未た幼稚なる事に向つて一層力を入れて御盡し下さることを希望致します（拍手）

○監獄主管の變更に就ての所感

（於總會席上）

石渡敏一君

私は僅か三年程前に、矢張此監獄協會の總會に於て話をしろと云ふ御招待を受けて、其際は丁度唯今松平男爵の御話があつたやうに、監獄費が國庫支辨となつて、內務省の所管が司法省に變つた時代と思ひます、又今日此所に來て何か一言述べろと云ふことで御招待を受けました、其時は矢張監獄が從來縣知事の監督の下に立つて居つたのが變つて司法大臣の直轄となつた時代であります、偶然とは言ひ

ながら先づ奇遇と言つて宜からうと思ひます、唯今松平男爵から御話になつて重複に渉り又無論是は司法大臣其他監獄局長の御考があるに違ひないのでありますが一言其點に就て私の感じ丈を述べて見やうと思ひます、

監獄費が國庫支辨となつて、司法省の所管に移ると云ふと、先づ第一に起りました聲はどうも不當ではないか、矢張從來の內務省の管轄が宜いのではないかと云ふ說てあつた、司法省に移すことになれば、規則づくめの四角四面の規律の下に立つて、從來發達したる監獄制度は是が爲めに妨害されやしないかと云ふ恐れてあつた、是が爲めに先づ餘り司法省の管轄を喜ばぬと云ふことて、現に此監獄協會の雜誌にも其說が載つて居つたと思ふ、隨分尤の說てあると思つて居つた、無經驗て且つ其論說にある通り四角四面て行く方てあるからして、從來練上げたる監獄行政の智識を全く打崩すやうなこともありはしないかと云ふ恐れがあつたのてあります、然るに三年程の經驗に依つて見まするど、何も變つたことはない、

……從來と毫も變つたことはなく、四角四面の鐵の棒を振廻して別に監獄の法を打崩すと云ふやうなことは少しもないと云ふことは證明されたやうに思ふ、此點は御互に喜んて宜いではないかと思ふ、所管換に付ての一部の風評は杞憂に屬すると云ふことを證明したと思ふのてあります、今一つは司法省の管轄となつては監獄の改良が覺束ない、是はナカ〳〵世間てもやかましい議論てあつたらしいやうに思ふ、內務省の管轄に在る方が寧ろ監獄の改良と云ふ點から餘程都合の好いのである、司法省に來れば監獄の改良覺束ないと云ふ說でありました、是もても、免囚保護の點から考て見ましても司法省の管轄に屬して居るよりは內務省の管轄に屬して知事の監督の下にあれば餘程便利が多い譯てあらうと思ふ、又或方面のみから觀察したならば、どうも司法省の管轄の下に立つて居るのは却て不便かと思ふ、例へば敎育の點のみから考へ、犯人を改善すると云ふ點のみから考へて見ると、どうも司法省の管轄の下に立つて居るのは如何にも改良の目的を達することが困難てあると云ふことは云はれやうと思ふ、併ながら此點は能く御相談をしたいと思ふのてすが、今日の制度に於ては已むことを得ざる事情がありは しないかと思ふ、と申すのは未決監てあつても既決監てあつても、全く裁判所と密接したものに違ひない、殊に未決監の如きに至つては、監獄で被告人を預つて居ると云へば云ふものの、其出入は無論裁判所の裁判に依らなければならず、又監獄に居る間てあつても他人との接見、物の授受の如きは判事の許しがなくては往かぬと云ふ場合も生じて來る、て監獄に於て犯人を預かるとは言ひながら一方に於ては裁判所が監督して居る、或は二人寄つて始て其人を監獄に入れて居ると云つても宜い位の者てあらうと思はれる、既決にしても矢張同樣てあらうと思は

れる、既決に至と裁判所の判決に依て犯人は監獄に入れられる、出すのは無論判決に掲げてある時期を過ぎて出すのであります、其間は其犯人の身柄に付て監獄で自由を持つて居るやうてある、此點からして犯人を改良する改善すると云ふにはどうも司法省の管轄ては往かぬと云ふ說が或は起るのではないかと思はれる、併し、此點は能く御考を願ひたいと思ふのは、犯人は裁判に依つて監獄に這入て居る、左すれば其裁判の言渡が元にして犯人は監獄に這入つて居る、監獄の方から見込を立てたならば判決と云ふものをば執行する所が所謂監獄てある、即ち監獄は執行の場所にして裁判所は筆と口の場所であると言つてもよい位の者てあらうと思ふ、其位に密接して居るのてある、密接して居るからして主義も同一てなければならぬと思ふ、監獄のみが犯人の改良を圖る所てなく又裁判所のみが犯人の改良を圖る所ではない、此二つの主義が全く同一てなければならぬものてあらうと思ふ、若も此主義が違つたならば裁判の目的は達しないことにならうと思ふ、てあるから同一の行政の主義が行渉らなければならぬものてあらうと思ふ、或點から見れば成程監獄署は犯人を改良すると云ふ目的に副はぬ、敎育の點からのみ見ればさう云ふこともあり得やしないかと思ふ、又監獄の作業の經濟の點からのみ見たらさう云ふこともあり得やしないかと思ふ、併し少くも現今の法制の下に於て監獄と裁判所の關係を見たらば同一の主義を行はなければならぬ、裁判の言渡も執行も所謂國の裁判權の施行に過ぎないのてあつて同一の根源に基くものてあらうと思はれるから同一の主義が其間に行はれるのは當然の話てあると思ふ、さう云ふ風に監獄と裁判所との關係を見ますれば或論者の目的とする改善を行ふことが出來ない、作業を行ふことが出來ないからと云ふて此裁判と監獄とを別なる管轄の下に立てるのは早計な話てはないか知らむと思ふ、寧ろ同一主義の行はれるべき即ち同一物と見る以上は、同一の監督の下に立つて同一主義が行はれるのが、最も其當を得たるものてあらうと思はれる、斯うして見ると監獄費國庫支辨となり司法省の管轄に移り又從來の制度を異にして司法大臣の直轄にしたのも、法制上最も其宜きを得た者てあらうと思はれる、併ながら此法制上斯の如くに先づ其當を得たものてあると見ても之を實際に行ふ際になつてどう云ふ結果が出るかと云ふのは實に諸君の御心持にあると思ふ、若も之を實行する際に當つて、此目的と實行とが副はぬと云ふことになれば如何に良い理論と雖どもそれを壞して他の方法を採らなければならぬと云ふ結果を生じて來るてあらうと思ふ、左すれば今日從來の制度を破つて、司法省直轄となつた時代に當つて、之が運用の任は一に諸君の双肩にあるとなる以上は益々諸君の御奮勵を希望するより外にないと思ふ、甚だ失禮な話てありましたけれどもほんの私の感じ丈を一言述べて置きます（拍手）

○統計の効用（續）

吳　文　聰　君

それて尙又研究の手續になりますが、犯罪の統計といふ者は今のやうにして調べるのであるが、罪といふものは全部が知れるかといふと、全部は固より知れない、罪は色々あるけれども其中の或部分は法網を脫して仕舞ふものがある、詰り罪なるものは行政警察司法警察に押へられる部分である、近頃になつて各國共に輕い犯罪が增して來た、此輕い犯罪が增して來たのは各國共に行政事務が整頓して、一方て非常に細密な規則が起つて來た、規則が殖えて來た結果罪人が據なく殖て來る、もう一つは世の中の文明に赴くに從つて、新發明の事業が起る、オートモビール（自動車）のやうなものが出て來るとか無線電信のやうな新發明のものが出來て來る、さうすると自動車のやうな者が頻りに動く程怪我人の出來るやうなどがある、捨てゝ置けないから市街を自動車に乘つて歩くとに制限をする、知らずに乘つて歩く其法に觸れる、無線電信を盜んだとか、或は無線電信に付て斯ういふ事柄をしたとか、或は電流を盜んだ、電氣を使はぬ間は電流を盜むことは出來ないが、電氣を使ふやうになると電流を盜むとか何とかいふことが出て來ます、衛生の方て新規に色々な細菌などの發見があると、肺結核などの取締法が出來るといふことになると、さうすると今までは罪てないとも、往來へ唾を吐いたとか、往來出て來る、世の中が進むに從つて細かい規則が殖える、一方ては罪人が殖えたとの罪人かといふことを目を付けて、さうして其事實とか統計とかに目を付けて、行かなければならぬ、又或種類の罪人になれば監獄に繫ぐ必要がないものもあるないと困る、お前は何をして居つたか、職業は何か、お前は何才てあるかと云ふ、之が後に法律を立案する時に標準憑據とする所のものである、然るに司法官は統計なぞに注意する人が少ないのてある、それから刑事統計の方ては、裁判所の方中には輕い罪人が澤山這入つて居るが、監獄に來る犯罪人は比較的に重いものてあるから、其の事は氣を付けなければならぬ、それから裁判所の方て調べるものゝ中ては被告人と無罪免訴者との割合は年々互に違つて來るから、其割合が何ういふやうに違ふか、免訴になる者を澤山告訴するやうなことがあると、無罪の人が迷惑を蒙るとか少くない、といふやうなことがないやうに注意して行かなければ

ならぬ、それから其次に困難な事は、玆に犯罪があつた時に、其犯罪に就ては人を數へるのか罪を數へるのかといふことが問題である、是は罪を數へるのではない人を數へるのであるから、二罪俱發とか三罪俱發とかいふやうな場合には罪を捨てゝ人を數へる、其重な罪で人を數へるのである、一年の間に二度も三度も罪を犯した、者があると統計の上では二度も三度も入れる、矢張り別の人と見て一人づゝ數へて置かなければならぬ、是に付て面白いことがある、或る中學でありますが、全級三十人なら三十人の中に欠席した者があると全級の點數に關する即ち不名譽となるのである、中に病人が出る、弱い者があると、全級の者が貴樣退校して仕舞へ、お前のやうな弱い奴があると己達の不名譽だからと仲間でいぢめる、それから又缺課をする者があると、お前が朝二時間なら二時間缺課をすると全級の者の迷惑になる、病氣をするならば續いて十五日なら十五日休んで呉れ、出たり引込んだりして呉れると級の迷惑になる、同じ人間が出たり這入つたりしたのでも、全級皆の不利益となる、飛んだ所に迷惑が來るものである、さういふやうな鹽梅に側に迷惑が來るから、一つの犯罪人といふものが再三罪を犯すといふ場合でも此社會に非常に罪人が多いらしく見える、それからも一つは、犯罪と處刑と時間が隔つて居るとてある、犯罪をした時に處刑を言渡されゝばく〻付いて居るから宜しうございますが、犯罪をしてから一年も二年も經つてから處刑される、統計的に物を研究する時には此は都合の惡いことてある、一昨年は豐年てある、あの樣な豐年の時には例へば泥棒は少ない、昨年は非常に不作であつた、それで昨年は泥棒が多いとすると之を統計的に調査せんとするに、昨年不作であるから今三十六年に處刑せられる者は多い、然るに昨三十五年の罪人は三十五年に處刑せられず二年の罪人か澤山ある、さういう風に罪を犯した時と處刑せられて監獄に這入つて來た時との間に永い時間がある、人を殺したとか何とか云ふ、さういふとが多い時かありとするも、裁判で言渡した時がさういふ動機を呼出した時ではなくしての困難てある、第五番目に罪といふものゝ言葉の解釋が國に依つて異なるのである、同じ國ても是は罪であるかないかといふことに付て考が違ふ、例へば嚴冬の間往來に水を撒いてはならぬ、と斯ういふ規則があると、往來へ朝水を撒くと、嚴格に云ふと暖かくて往來へ水を撒いても氷らないても罪になる、或は往來に雪の降つた場合には取らなければならぬ、それを怠る場合には罪てある、併し善く考へ見れば或場合には罪てないといふ事がある之れか爲めに統計材料の勘定が惡い、それからもう一つ困難なとは罪人を捕へた時に、今の監獄の統計表にも司法省の統計にも罪人が府縣別けになつて居る、あゝいふやうに府縣別けになつて居

ると、是は罪人の生國に依つて區別したか、或は罪人を裁判した裁判所の區劃に依つて調べたか、或は罪人の常住地に依つて調べたか、斯ういふことを知らなければならぬ、それて犯罪地でそれを別けて置くと、何處で罪を犯したと言つて別けて置くと、其地方々々の危險の程度と警察事務の標準とが分る、埼玉縣は斯うてある、群馬縣は斯うてある、石川縣は斯うてある、福井縣は斯うてあるといふことが分れば、其犯罪の發した地方はどの位危險かといふことが分る、例へば毆打なり窃盗なり此邊へ行くと何の位澤山あるかゝ分かる、則ち此邊へ行くと打たれるかも知れぬ、盗まれるかも知れぬと云ふことが知れ一方では警察の方の事務の標準、あの邊には警察官をもつと餘計置かなければならぬなぞと知れる、それから裁判所の管轉に依て調べれば、例へば浦和の地方裁判所とすれば、それは浦和の裁判所の事務の標準になる、此裁判所には斯ういふ性質の事務が多い、或は此處には民事の訴訟が多いとか、或は又刑事が多いから刑事係を餘計置かなければならぬといふ司法事務の標準になる、それから平生住つて居たとか、平生其人の大きくなつた所の土地に從つて罪人を區別して置けば、其土地の風俗を知ることが出來る、さうして其土地に對して感化院、懲治院、或は教育の法とか或は免囚保護の法とかいふやうなものを立てる參考になる、さういふやうに統計といふものは其使ひ方に依つては種々の方面の用に立つものてあつて、或は學問の用となり或は公務の用となり、或は國家政策上の用となるといふことであります、尚ほ日本の事實を澤山引證してお話する積りで書き抜いて置きましたけれども、餘り長くなりますから其お話はしませぬが、日本でも財産に對する罪の方は人口十万に付明治十五年から廿一年までに百あつた者は六年目には百十二となり十二年目には百廿五に殖えた、則ち斯ういふ工合になつたのです

財産（強盗窃盗詐欺取財等）

自十六年 至廿一年	一〇〇
自廿二年 至廿六年	一一二
自廿七年 至卅三年	一二五

身體毆打殺傷

	一〇〇
	一〇四
	一四〇

（數ハ田中太郎氏ノ計算ニ由ル）

それから身體に對する方の毆打殺傷は初め百て、あつたのが六年目は百〇四、となり其次には百四十となりました、則ち斯ういふ風になつて居る、此數は六年づゝになつて居る、六年づゝ十六年から廿一年までには毎百四の增加てあるか、それが卅二年に近い所の六年目には百四十になつて居りますから、何うも人氣が荒くなつて、人を打つたり何かする人間が殖えて居るのである、政府

て出版する統計表は府縣順て並べてありますから、何の地方がどの位罪人が多いといふとは分りませぬですけれども、若し之が犯罪地か何かで別けた者と見ます、と一寸と面白い事が見へる此は卅二年の監獄統計表から抜いたのてありますが、（別表參看）之を人口に割合つて行つて見ると此通りてあります、風俗に對する罪は北海道が一番多くて、十万人に對する二百四十九人、岩手縣は七十八人しかない、女の方は北海道卅九人、岩手縣は只の五人、窃盜は北海道てあります、二百七十五人あります、佐賀の邊てあると六十六人、女の窃盜が北海道卅人、佐賀の邊では九人しかない、毆打のやうなものでは北海道十萬人に五十四人、茨城には十三人しかないといふことが分ります、若し此統計を取つた材料が或分類から好い塩梅になつて居つて、それを府縣順てなくして人口の多い少ないに比例してやつたならば、餘程面白い現象が現はれるに相違ない、私は四五日前にお話することを約束しましたから十分研究してお話する暇がありませぬけれども、若しも日本の上で唯今お話したやうな事實を實際に使つて斯ういふ塩梅に日本の罪人は變つて來て居るといふやうなことを調べたならば餘程面白いと思ふ、何うも尊屬長に對する罪は明治廿二三年頃に調べたよりは餘程餘計になつて居る、或は教育の程度の相違、社會に新事實の加つて來るに從つて、先程小河さんからお話になつたやう（編者の關係もそれ程に親密でないとか、或はそれ程敬重しないとか言ふやうに矢張り長上といふことを大切に思はない結果、維新後世の中がざわ〳〵した爲めに兩親といふものを昔し程尊敬しなくなつたといふことがあつたならば、西洋學を生慾にした結果、自分が母だの父だのを大切に思はなくなつたのである、以前には尊屬親に對しては非常なる敬意を表し師の影でさへも避けて踏むなといふ位てありましたから、却つて餘り尊敬し過ぎるといつて、一時それを打破した反動で維新後は弛んで居る影響かも知れぬ、其弛んだ結果が大勢押し來て或は近き十年五年間は尊屬親に對する罪が多くなつて居るのては無かろうが、勿論さういふ大罪でありますから、六つとか七つとかいふものが十三四になつたとかいふまで申て七つとか八つとかあつたものが十三四になると言つたならば、此殖えたといふことが社會の大勢としたならば、重い罪を犯す傾があるのですから、條令違反とかいふやうな性質のものとは大に違ふのであります、前言つたやうに自動車が出來たとか或はペストが這入たとかいふ爲めに幾らも出て來る反則者は小さい罪てありますす、さういふ比較的小さい罪は幾ら增して重い罪は幾ら增すといふことを研究して行けば、日本の人心が何方に向いて行くかといふことが確かに知れるのてあります、丁度お踊り掛けになつてお忙しい所てあるにも拘らず、此統計のやうなじみな話を長く致して甚だ御迷惑てあつたことと存じます、先づ大體さう

いふやうな譯であります（拍手）

別表

新受刑犯罪者

府縣	風俗ヲ害ス。		賭博		盜		毆打創傷		人口
	男	女	男	女	男	女	男	女	
東京	一五一	八八	二二八二	一〇四	一八七	三	二一〇一		
新潟	五〇六	四三	八〇二	一〇六	七四	一	一七四五		
兵庫	一八〇一	一九五	一九二九	二三三	三〇八	六	一七一七		
大阪	一五一二	一二四	一二三〇	二二〇	二五六	四	一六〇〇		
愛知	一三三二	四八	一二三〇	二四六	一一八	九	一六三九		
廣島	八六六	六二	八二九	一三〇	一五〇	七	一四四九		
福岡	一一五一	七〇	一〇七九	一一四	五八七	四	一四二五		
千葉	一一五六	七一	五一六	四五	六六	一	一二七五		
長野	七九〇	四八	八七八	一一五	一六四	四	一二六四		
靜岡	七四一	六九	五五二	五二	三七	一	一二〇〇		
埼玉	一〇一九	四四	六八九	五四	六九	三	一一七五		
熊本	四六一	二二	六〇五	六三	一七六	四	一一五六		
茨城	一二五四	一二四	五四一	七一	七九	一	一一四九		
岡山	一〇九八	八一	七三二	一一八	一五一	一	一一三五		
鹿兒島	二五七	一九	四〇三	五八	八二	三	一一〇四		
福島	一〇三三	七一	七二四	九〇	九〇	二	一〇九八		
廣島	九一三	六二	八四九	二二九	二〇五	五	九九七		
愛媛	一〇二二	四一	七〇一	八三	九三	二	九九六		
山口	六八八	六六	四九一	六三	一七一	七	九九五		
岐阜	九八八	八〇	六七七	一〇八	一二六		九七七		
神奈川	五五四	五九	六七七	七八	七五		九七七		
長崎	三三八	三二	一〇四二	三五	一〇六	二	九二六		
北海道	一一五九	一二五五	六六五	六三	四二六	四	九〇二		
宮城	六七一	五四	七〇七	二一〇	二五四	二	八五九		
大分	四三四	二三	三九三	八九	一〇一	七	八五一		
群馬	一三四〇	五七	六〇五	六九	六七	二	八五一		
栃木	一〇一九	五七	四〇二	六九	一〇一	二	八五一		
山形	四五四	一九	五七六	三四	二六七	二	八四九		
秋田	八〇五	四五	五〇五	六二	五八	四	八二七		
富山	三六一	一一	三二六	三一	一三九	一	七八一		
石川	一一二	一	二六七	四六	一三七	二	七六六		
岩手	二八八	一〇〇	三二二	四四	五六	一	七五一		
島根	一六七	一	四八四	八四	三七	一	七一八		
滋賀	四〇四	二二	三五八	三七	六四	二	六九四		
香川	八九一	一〇五	三六一	六一	五九	一	六九四		
德島	四三二	六四	四五四	八一	五九	一	六九四		
和歌山	五九四	九六	五九六	五四	九五	三	六八八		
高知	四〇六	三八	三六八	五六	八一	四	六八二		
福井	一五〇	一七	二五一	四五	四七	五	六一八		
佐賀	三一〇	一五	二〇七	二九	一四五	一	六一八		

人口十万人ニ付新受刑犯罪者ノ割合

	男	女	男	女	男	女	男	女
青森	三四三	二一	一八七	二五	九三	一	六一七	千位
奈良	七〇二	六七	三四九	五一	一二三	一	五三五	一
山梨	四〇六	二四	一九四	二三	六四	一	五〇六	一
沖繩	四二	—	一八四	一七	二八	一	四六〇	一
宮崎	二五八	二二	一八二	二二	八〇	三	四六四	一
鳥取	三七一	二六	二八一	三四	三九	一	四二一	一
計	三四、〇九五	二、五一一	三〇、〇一八	三、六〇九	五、七八八	一一六	一七五、三五六	一、〇四三

人口十万人ニ付新受刑犯罪者ノ割合

	男	女	男	女	男	女	男	女
東京	一三四、四八	九、一二	二〇二、五七	一〇、六六	一六、六〇	二、一〇	千位	
新潟	五八、九二	四、八九	九三、三九	一二、〇六	八、五四	一、一	一七四	
兵庫	二〇五、三八	二三、一九	一八〇、三一	二七、七一	三五、一三	一、七一	一七一	
大阪	八一、七三	六、一三	二三一、八五	二八、五四	三〇、七七	一、六〇	一六〇	
愛知	一六一、五五	五、八九	二四九、一一	三〇、一八	一四、三一	一、一〇	一六三	九
廣島	一一七、五二	八、七〇	一一二、二四	一八、二四	二〇、三五	一、九八	一四四	九
福岡	一五八、四三	一〇、〇一	一四八、五一	一六、三一	八〇、七九	〇、五七	一四二	五
千葉	一八一、〇六	一一、一五	一八〇、八二	七、〇七	一〇、三四	二五、八八	一二七	五
長野	二二四、六七	七、六〇	一三八、五六	一八、二二	二五、六三	〇、六三	一二四	九
靜岡	一二二、一〇	一一、六五	九〇、九六	八、七八	六、一〇	〇、一七	一二〇	〇
熊本	一七五、七〇	一一、三八	一一、九〇	九〇、〇六	一、九〇	〇、五〇	一一七	〇

	男	女	男	女	男	女	男	女
茨城	二一六、八五	一一、七一	一〇五、八五	一〇、七九	三〇、七九	〇、六八	一一五六	
岡山	一八七、五三	一四、七二	九三、五四	一二、四三	一三、六六	〇、一八	一二四九	
鹿兒島	四六、七六	三、四三	一二五、〇二	一二、四四	二五、七九	〇、一八	一一三五	
福島	一八五、九七	一三、〇九	七三、三三	一〇、四六	一四、九二	〇、四四	一一〇四	
京都	一八一、一三	一二、五七	一三〇、三四	一六、五九	一六、二〇	〇、三七	一〇九八	
三重	一九六、九四	八、二二	一六八、四三	二六、一四	八、九三	一、〇一	九九七	
愛媛	二〇一、九九	一三、二四	一四〇、七三	一六、六五	一八、六七	〇、四〇	九九六	
山口	一三九、九六	一六、三九	一三七、七二	二二、二三	二五、六三	一、四〇	九九五	
岐阜	一九九、三九	一二、二三	一三六、六三	一六、一七	一五、一四	〇、二二	九九五	
神奈川	一一五、七〇	七、一二	一一七、六二	七、九〇	二二、一三	〇、四五	九七七	
長崎	七三、三八	五、四三	一四四、三七	一四、二六	九二、四八	〇、九一	九二六	
北海道	二四九、〇二	三九、三三	二七二、八八	三〇、四五	五四、五七	〇、五一	九〇二	
宮城	一五三、八九	一三、〇一	一七二、一五	二一、四四	二九、八一	〇、一六九	八五九	
大分	一〇四、〇九	五、四九	九四、二五	九、〇七	二四、二二	一、六九	八三五	
群馬	三二四、四三	一三、六六	一四六、四八	一六、五四	一六、二二	〇、七二	八三〇	
栃木	二四四、一三	一三、八二	九六、三一	一四、二五	一八、九三	〇、四八	八二九	
山形	一〇九、四五	四、六一	一三八、八五	一五、〇四	一一、〇九	〇、二四	八二七	
秋田	一九七、九六	一二、〇二	一二四、一九	一五、四九	三四、一八	〇、五三	七八一	
富山	九三、四三	二、八九	八四、三七	八、一六	九、五八	〇、二八	七六六	
石川	三〇、〇八	〇、二六	七一、七〇	二、一四	八五九	〇、五六	七一六	
岩手	七八、四五	五、六八	八七、七一	二、一一	一五、二五	〇、〇二	六九四	
島根	四六、〇七	二、八二	一三三、五三	二、一四	一〇、二一	〇、〇二		
滋賀	二八、八九	五、九一	一〇五、四三	一六、六二	一八、八五	〇、二八		

香川	一五一、六四	三〇、八六	一〇一、九六	一七、九三	一六、六六	一、一八	六九四
德島	一二五、三四	一八、六三	一三一、七二	二三、五八	二七、五六	〇、八七	六八八
和歌山	一七五、四五	二八、七七	八七、四三	一六、一八	二三、九三	〇、三〇	六七二
高知	一二七、三八	一二、四九	一一五、四五	一八、四〇	三〇、一二	一、六四	六二二
福井	四八、六五	五、四三	八一、四一	一四、三七	一五、二四	——	六二一
佐賀	九九、五五	四、八八	六六、四八	九、四四	四六、五六	——	六一八
青森	一〇八、一〇	六、九九	五八、九一	八、三三	二九、三〇	〇、三三	六一七
奈良	二六一、六五	二五、〇六	一三〇、〇八	一九、一〇	四五、八四	〇、三七	五三五
山梨	一六一、六七	九、四〇	七七、二五	九、〇一	二五、四九	〇、三九	五〇六
神繩	一八、三九	——	八〇、五九	七、三三	一二、二六	——	四六〇
宮崎	一〇九、一四	九、六四	七六、九九	九、二一	三三、八〇	〇、五四	四六四
鳥取	一七四、七九	一二、四五	一三二、三九	一六、二九	一八、六八	——	四二二
計	一四八、一六	一四、六八	一三〇、四四	一六、一一	二五、一六	〇、五二	



典獄會議

久しく當局者の間に喧傳せられつゝありし典獄會議は愈々四月二十五日を以て幕を開きぬ、始め同日を期して典獄諸君の上京を促したるの訓令は聽がて期日前に諸君の來着を期したるものと見へて同日午前十時法相は親しく臨むで一場の訓示演說を試みられたり同日は獨り宇田典獄を除くの外は何れも出席、蕾知の人例の如く多しと雖も亦初舞臺の人も尠なからず經驗を重ねたる斯道の老練者あれば新進有爲の壯者後へに控へて大に斯道の發展を期待しつゝ腕を撫するものあり諸問に對するの答申は定めし後輩を益すると大なる者あるべし而してまた一面典獄の隨行者も會議を開きて各々事務の打合協議を遂ぐる所あり却て寧ろ實務の裨益は此種の會合に於て得る所尠なからざりしは一般の定論なるき予は實に隨行者の典獄會議を傍聽するの利よりも尙一層會議の益を受けたると大なるを告白せむと欲す、此等は誠に機會を利用したるものと謂ふべきなり例に依つて法相監獄局長の演述要旨並に指示事項注意事項諮問事項を掲ぐ

○司法大臣訓示演說要領

行政組織の徒らに複綜繁密なるは冗務冗員を生ずるの源にして曾たに政費節約の本旨に反するのみならず紀綱之が爲めに振肅を失ひ事務之に由て益々敏活を缺くに至るの弊あるを免れず殊に監獄行政の如き其性質の極めて複雜繁難にして且つ多大の經費を要するの事務にあつては動もすれば輒ち其間に冗務を生じ冗費を多からしむるの弊に陷り易きの恐れあるを以て之が整理を圖る上に就ては最も愼密なる講究を竭す所なかるべからず事務の簡約は經費節制の基にして同時にまた紀綱の振肅と共に一層擧實周到なる活動を全ふするの因たるを得べし是れ余の常に苦心計畫を怠らざる所にして或は廣く各國の事例に就て之を鑑み或は親しく各位の實驗に得たる意見に問ふて之を考へ機に臨み監獄行政の整理に向て着々相當の措置を施しつゝあるの事實は蓋し各位の諒知せらるゝ所なりと

信ず今回監獄官制の發令を見るに至りたる所以の趣旨も要は則ち之に由て大に監獄行政の組織を簡約し一面監督の適實周到ならしめんとを圖ると共に一面機宜運用の一層擧實敏活ならしめんとを期するの精神に外ならず凡そ物人を俟て始て其用を全ふするを得べし善制美法も運用宜しきを得ざれば徒法死文に終はらざるを得ず各位は宜しく厚く官制の旨趣及次余の意衷のある所を体し益々進んで堅實に運用の任務を全ふする所あらんとを望む監獄事業は司法事務と形影相伴ふの密接なる關係を有すべきは言ふを俟たず同時にまた犯罪の事前事後に關する行政各般の設備殊に警察、救育、賑貧、少年感化、免囚保護等の制度と歩調を齊一ならしむるを俟て始めて其犯罪豫防制遏の任務を全ふし得べき者なるか故に各位は宜しく厚く此點に注意を加へ其監督權の地方行政長官の手より離れたりとの故を以て或は知らず識らずの間に行政官廳との疏通を缺くに至るか如きことなからしむべきは勿論地方長官に對する職務上の關係は事實始んと從前の如くなりとの心得を以て事に應し自ら進んで其好意的指導を求むる等一層努めて地方行政官廳との關係を親密ならしめんことを要す其司法官衙との關係に就ては監獄官制と毫も相影響する所なし近來其の關係の益々圓滿親密なるを見るに至りたるは余の滿足に堪へさる所にして向後も亦各位の一層深く此に注意する所あらんことを望む

監獄中間監督の制を改め本省直轄の組織となりたるに就ては慣行の久しき其事情を詳悉せさる所の者は動もすれば輒ち前途懸念を抱く所なきを得ず懸念のある所世人の斯の事業に注目を惹くと一層深く監獄の出來事細大に論なく容易に其評議の材料となり誤解謬見も亦た從て其間に起り或は反獄或は逃走或は疾病或は死亡或は物品の購入と云ひ或は作業の請負と云ひ或は官吏の行爲或は遇囚の寬嚴、事の少しく普通の顯象に異るものあるときは其實質に於て敢て從前に異る所なきにも拘はらず直ちに以て直轄制度に伴ふの弊なりと速斷し延て以て其累を斯業改良の前途に及ぼすに至るの虞なきを計るへからず此際各位の最も愼密なる警戒を加ふる必要ある所以にして余の深く懸念する所も亦此にあり各位今日の境遇は實に寓目環視の間に光輝ある試驗場裏の人たるか如しと謂ふも可なり各位の職責は監獄官制に依て益々其重きを加ふるに至りたるものなるか故に一層振肅なる官紀の下に整理改善の實を擧け世人をして誤解を萬一に生せしむるか如きことなきを努むへし

紀律職行の必要に就ては既に屢々訓示せし所にして今復た之を繰返へすの必要なきか如しと雖も上來陳述する所のものも一言以て之を掩へは唯た紀律職行と言ふの外なく紀律にして若し果して能く職行せらるゝを得は諸般弊惡の源此に全く杜絶せられ整理改善の効を奏するに至ること蓋し期して俟つへきなり紀律をして生命ある活動ある紀律ならしめよ徒らに形式の末に拘泥して唯た止むを得さるか爲めに強て其表面の行動を緊束するか如きは決して紀律の本領を得たるものとは謂ふへからす眞正の紀律は官吏の專有に非す又軍人の獨占に歸すへきものに非す國家一般の忠眞恪勤なる臣民の資格に對しても亦た缺くへからさる素養の一に屬す之れを公務に用ひて以て能く官吏の威信を保ち行動の敏活を期するの動機たるを得へく之を處世に施して以て能く個人か脩身齊家の任務を全ふするの基礎たるを得へし紀律の下にあるものにして其躬に紀律あるを知らす自ら紀律と相一致するに至て始めて紀律の極致に達したるものと謂ふへし紀律の府たる監獄當局の各位に於ては殊に深く紀律の眞意義を了得し常に其躬を以て紀律の儀範となし部下幾多の職員をして自然に之れに薫陶感化せらるゝの深き森嚴なる紀律の下にあつて紀律の其身を箝束するものあるを感せさるまでの極致に至らしめんことを努むへし

紀律の妙用にして若し果して能く此に至るを得は監獄遇囚の要義は既に其の大半の成効を得たるものなりと謂ふも可なり囚人なるもの固と紀律の下に絶對服從の義務を有するものなるか故に之れに對して紀律を勵行すること必すしも至難に非す是を以て或は往々にして專ら囚人に對してのみ紀律の勵行を努めんとするか如き向なきに非すと雖も斯くの如きは未た以て遇囚の要義に適したるものと謂ふへからす己れを責て而して後之れを人に及

ほす先つ總へての監獄官吏をして自然的紀律の活模範たらしむるの注意あるを要す

近來風紀問題に就き世論の囂々たるものあるは各位の詳悉せらるゝ所なるへく其官公吏の榮職にある者の間より陸續犯罪嫌疑者を生出するの事實あるに至ては實に慨嘆に堪へさる所にして宜しく各方面より其力の及ふ範圍に於て十分の警戒を加へ之れか豫防救濟を講すへきこと焦眉の急務なりと謂ふへし嚴正なる監獄行刑の局に當り紀律を旨とし廉節操を專らとすへき職務に從事する者の間に於て非違行爲ある者を出すへしとは殆んと豫想し能はさる所なりと雖も然かも多數吏員の內にあつては時に或は之れを出たすことなきを保する能はさる所にして現に二三の地方に於ては或は囚人の逃走を幇助し或は官金を費消し或は在監人の親族より收賄したる等の嫌疑に依り今日尙ほ監獄に拘禁せられつゝある下級吏員あるか如き各位に於ては深く此點に警戒し專ら監獄官吏の風紀を維持し氣品を高尙ならしむることに努むへきは勿論平素能く其の操行を監督し或は身分不相應の生活をなし或は謂はれなき多額の負債を有し或は交遊の正しからさる者或は家庭の平和を保つ能はさる者等苟くも監獄官吏の體面に累ひある行爲ありと認めたる場合に於ては緩急に應し速かに相當の措置を施す所あるを要す是れまての實例に依て之を見るに非違行爲の發覺せらるゝに至りたる所の者は平生に於て既に其の操行の上に種々の欠點あり同僚之を知り隣佑之を詳かにし耳語相傳へて風評頗る高かりしにも拘はらす知らさる者に則ち獨り監獄の長官のみなりしなり迂濶も亦甚しと苦言せさるを得す既往に鑑みて厚く將來に警戒を加ふる所あらんことを望む

或は作業と云ひ或は衛生と云ひ或は教誨或は教育其他一般遇囚の事項より進んては庶務、會計、用度、營繕等の事務に至るまて着々整理改善の緒に就きつゝあるを認むるにも拘はらす昨年以來各地到る所に著るしく囚徒逃走事故の增加を見るに至りたるは頗る憂慮すへき現象なりと謂ふへし時として監獄に逃走事故あるを免れさるは其事情を詳かにする者の諒察する所にして是を以て必すしも

監獄紀律の張弛を卜するの標準となすへからさること勿論なりと雖も他の事務の比較的進步を現はしつゝあるの今日に於て獨り檢束紀律の上に退步の觀あるを免れさるは余の甚た遺憾とする所なり既往の事歷に就て之を見るに監獄の構造其他外形設備の極めて不完全なりしにも拘はらす概して逃走事故等を生する塲合の甚た稀有なるを得たることは全く監獄當局者か特に愼密なる注意を檢束紀律の上に加ふるの結果として漸く內外の信認を博せんとする好傾向を見るに至りたる今日に於て殊に構造其他外形設備の比較的改良を見るに至りた る今日の塲合に於て反て反對の事相を見んとする傾向あるか如きは獨り監獄當局者の面目に對して亦大に關心する處なきを得す檢束紀律か監獄行刑の最緊要務なること今復た之れを喋々するの要なし各位は宜しく其重任を全ふする上に就て能く事の緩急前後を慮り徒らに一方にのみ其力を專注し他方に之れを閑却するか如きとなく殊に檢束紀律に就ては一層益々其振肅を努められんとを要す

紀律の勵行心性の陶冶及ひ健康の保全此三者は實に監獄行刑の要素にして所謂複雜錯綜せる監獄行政なる所のもの之を分析するの極は終に此三元に歸着すへし而して其の主として心性陶冶の任に當る者之を教誨師と云ひ健康保全の職に從ふ者之を監獄醫と稱す監獄直接の長官たる典獄の責任の重大なるか如く教誨師及ひ監獄醫の職責も亦た極めて重大なりと謂ふへく行刑樞關の上に一日も此二者を缺くへからさるは論を俟たす監獄官制の上に其の職制を認め且つ其の待遇を定めらるゝに至りたるは即ち之れか爲めなり衛生及ひ教誨のことは曾て屢々訓示する所あるか如く各位に於ても亦た將來一層深く官制の旨趣のある所を服膺し相助けて其の活用を全ふするに至らしめんことを要す思ふに兼て注意を加ふる所あるか如く各位か教誨及ひ衛生の任務を重要視せらるゝと共に其の當務者を待つ上に於ても亦た相當の禮遇を努められたることなるへく此くの如くにして始めて能く教誨及衛生の活用を全ふし得へきに依り殊にまた官制待

遇の規定を設けられたるの旨趣も亦た此に外ならさるを以て將來益々其の禮遇の慣行を維持せんことを望む苟も監獄官吏の一員として官制の上に認められたる以上は其の教誨師たると監獄醫たるとに論なく均しく各位部下の人たるへきこと勿論なりと雖も若し其の職務の性質及ひ官制の精神に就て深く之を玩味するときは自らまた其の間に直接の一般部下の官吏を待つと事情を異にするものあるへきを諒し從て亦た特に相當の禮遇を加ふるの必要を感せらるゝに至るへきを信す

監獄の經濟、作業、教育、賞罰、營繕、統計事務の整理、看守の養成、特赦假出獄免囚保護事業等のとに就ては先年各位を召集したる際に於て特に訓示したる所ありしのみならす今回は尚ほ之れに對し各位に諮詢したる意見等をも參酌し別に具体的要點を列記して以て指示する所あるか故に宜しく就て以て余の監獄改良に對する方針のある所を服膺せらるへし

一般犯罪豫防の設備に就ては今尚ほ不完全なるを免かれさるの實況なりと雖とも少くも累犯防遏の方法に就ては監獄行政の上より之れに向て尚ほ大に力を竭すへき餘地なきに非す犯罪者の類別其の宜しきを得て之に對して各々其の相當の處遇を施し罪惡傳播の弊を防くと共に進んで改良感化の道を講するか如きは固より治獄の要務として當局者の努めさるへからさる所なるは勿論なりと雖も殊に幼年犯罪者に對して之を改良感化するの道を講すること累犯防遏の上に最も必要にして且有効なる急務なりと信す然るに今日に於ける監獄の實況に就て之を見るに此點に關する設備及管理の甚た不完全なるか爲めに監獄に拘禁するの結果或は反て益々幼年犯罪者を惡化せしむるの弊なきを得すと是れ蓋し普通同一の監獄に之を集禁するの結果として殆んと避くへからさることなりと謂ふへし能く此弊を防て次て幼年犯罪者處遇の道を全ふせんとならは別に幼年監獄なるものを設くるか若くは一監獄内峻嶮なる離隔の下に幼年拘禁部を特置するに如かす依て將來に於ては漸次此方針を以て設計せしむる所あらんことを期し既に其の第一着手として埼玉監獄の川越分監を幼年監に指定し假りに東京を始め明近二三の地方に生する幼年囚及懲治人を此に集め定員七八十名内外の範圍に於て試みに先つ其管理の利害便否を經驗せしむることゝせり其の實唯た從來の支署其儘の物を幼年監に指定したりと謂ふに過きすして敢て之れか爲めに特別の施設を加へたるに非す且つ經驗の日尚ほ淺きを以て其の成績に就て未た是非の判定を下すこと能はすと雖も然かも典獄始め部下職員の熱心以て經營盡力する所ありし結果畧ほ幼年監獄に對する理想の空しからさるへきを信認するを得るに至れり其の幼年囚と懲治人と性質の全く相異るへき者を同一場所に集禁したるか如きは固とより實際上の必要に基きたる一時の變例たるに過きす幼年監獄設置の精神にして若し能く實際の上に活動せらるゝを見るに至らは自ら司法上懲治處分の增加と共に幼年囚に對する刑期等にも亦實効に適すへき相當の斟酌を見るに至るへく早晩更に進て懲治人を幼年囚より離隔するの必要あるへきは今より豫期する所なり尚ほ幼年監の設置に對する將來の計畫に就ては別に案を具して各位に諮詢する所あるに依り能く實際の便否を考査して以て其意見を提出せんことを望む幼年監の施設に就き尚ほ特に各位の注意を請はんとするものあるは他に非す假令ひ將來各地便宜の位置に幼年監獄の特設を見るに至りたりとするも各監獄を通して盡く其の幼年囚の全部を此に集禁する能はさるへきは勿論にして監獄に依りては或は依然其全部を拘禁するの必要を見るへく少くも其幾分即ち短刑期の者等は之を存留せしめさるへからさるか故に幼年囚處遇のことに就ては尚ほ深く之れに注意を加へ且其監獄の設備にして幼年囚處遇の目的を達する上に完全有効なりと認め得らるへき場合に於ては腹藏なく其の意見を開陳せられたきこと即ち是れなり監獄の位置及ひ設備の如何に依りては其の一部を嚴隔して以て幼年部となすも亦た策の得たるものなりと信す且つ又幼年囚處遇の旨趣は及ほして以て之を所謂未丁年囚なるものゝ處遇に活用せしむるの注意あるを要す幼年囚及未丁年囚の如き種類の者に對しては殊に最も出獄善後の道を講すること累犯防遏の目的を達する必要手段なりと謂ふへし

此他指示及ひ諸問に關するの事項は別紙印刷に付して各位に配布せしめたる所に就て之を見るへく諸問以外尚は各位に於て實務上懷抱せらるゝ所の意見あらは忌憚なく口頭又は書面を以て提出せられんことを望む會場に於ける議事の整理は前例に依り監獄局長をして之れに當らしむへく本大臣も亦た時に臨席して各位の意見を聽き尚は此に漏れたる必要事項に就き訓示する所あるへし

○久保田監獄局長演說

例に依りまして命に依ッて本席を汚します、今度監獄官制の實施に就きましては彼是手續の繁雜なるにも拘はりませず、幸にして何等の故障もなく、極めて無事に出つることに相成りましたのは、全く諸君の御注意が行屆きました結果に外ならぬことゝ存じまして、厚く諸君の御苦勞を謝しまする次第でございます。

此監獄の管理を各地方の長官より移して之を司法大臣の直轄に致しまするとゝ云ふ事柄は、諸君も兼て御承知の如く、實は多年の問題でございまして、其間には種々なる沿革がございましたことも略ぼ御承知のことであらうと心得て居ります、其内には事柄が勿論重大の事でございますから、世間でも種々な議論を致しまする人もあり、又種々な意見を述べました人も段々あるのでございます、素より直轄のことを贊成致しまして、之に對する議論若くは意見を主張する人も多くございました、併ながら又大に此直轄と云ふことに反對を致しまして、之に對して隨分有力なる意見を述べ又議論をも提出致しました人も段々ございます、其直轄に反對を致しまする考を持つて居る人の議論若くは意見の多々ございまする其中に就きまして、最も此直轄のことを贊成致しまする我々共が耳を傾くべき隨分根據ある議論であると思ひまする事柄は一番何であッたかと申しまするに、要する所監獄の直轄に相成るも宜からうが、是まで數の多き殊に極く監獄の間近かに居る所の府縣の長官が傍に居つて監獄を監督し居つたものが、直轄の爲めに遠く懸隔して殊に唯だ一の最も位地の高き司法大臣の監督に歸すると云ふことに相成りましたならば、其結果は監督の屆かざるが爲めに、或は此監獄の事務に種々な不都合を生し來つて、而して結局は監獄事務が非常に紊亂を極めて到底拾集すべからざる結果になりは致さぬかと云ふことが、最も我々共の耳を傾けて聽くべき議論であり且又此話は隨分有力な議論でございましたのであります、併ながら我々共は此議論に就きましては餘り多く價値を置きませぬ次第でございます、而して此議論に度々遭遇致しましてございますが、此意見を聽き此議論に遭ひまする度毎には之に答へて必ず懸念をする必要はなからうと云ふことを以て此議論若くは此意見には常に答へて置きました次第であります、併ながら斯の如き答は致しまするものゝ、然らば如何なる手段若くは方法があつて、果して直轄の後にはどう云ふ手段を以て監獄の監督を充分に仕了うせて、實際に於て何等の缺點もなく、又遺憾もなく、是までよりも監獄の改良の出來ると云ふことに致す積りであるかと云ふとの質問を受けましては、私に於きましても何も別段に新しい意表な手段も方法も考も實は何もございませぬ、唯直轄になつて差支なしと決心を致し、又斷言を致しました所の其根據は、唯一つ是まで地方監獄を預つて居られました典獄諸君の誠實なるとゝ勤勉なることの此二つを屈強な頼みと致しまして、而して素より毫も差支なし又實際更に此爲めに懸念を致す所のことはないと云ふことを實は斷言致して置きました、凡そ如何なる事柄を論じませず、其局に當る人が眞に誠實にして又誠に勤勉にして、即ち眞面目に、極く簡單に申しますれば丁寧に事に當りまするの事實がございますれば、縱令如何なる事柄でございましても其事柄が頗る艱難な事柄でございましても、結局善良の結果を收め難いと云ふことは蓋しないことであらうと私は考へて居ります、而して諸君の誠實と勤勉なることは私共平素より深く信しまして毫も疑ひませぬ次第でございまする故に、諸君にして果して健在でさへあれば、縱令直轄の御詮議が濟りまして、而して是まで數多の卑近なる監督者の手を離れま

して、唯一人の高遠なる位地に在る司法大臣の監督に移りましたとて、決して此監獄事業の上に何等の變動を生ずるの懸念はなからうと斯様に心得ました次第でございます、夫故に唯此一點に就て直轄論は御斷行をなされて更に御懸念はなからうと云ふことを誰人に向ひましても申述べて置きました様な次第であります、併ながら直轄論を主張致しました者も又之に反對を致しました人も、實は今日までは各々其意見を闘はせましたに過ぎませぬことでございまして、要するに卓上の空論に過ぎなかつた次第である、畢竟水掛論に過ぎませなんだのであります、所が今日既に監獄官制を發表に相成りまして、司法大臣の非常なる勇斷と政府の評決とに依りまして業に已に此直轄と云ふことを御斷行になりました、以後に於きましては、前に申しまする所の之を贊成する我々の議論も之に反對致しまする人の意見も最早空論ではない、是よりは果して反對の人の意見が當りまするやら又贊成を致しました者の意見の通りに相成りまするやらと云ふことは最早極く明瞭なことで、簡單に事實の上で證據立てられることになりまする場合に推移りましたのであります、是からは最早論より證據であつて、是までとは大に狀況が違つて參りました、誠に事實の上に明瞭に何等の苦勞もなく證據立てられることに相成つて參りました、のでございます、即ち先刻司法大臣の御訓示になりました通り、諸君は今日以後は將に晴々しき舞臺に立つて、右等の種々意見のございました事柄に付ての實際の試驗をせらるゝやうな有樣になつて居ります、此試驗の結果に依りまして果して我々共が望みました如く、無事に何等の心配なく監獄の事業が進行を致しまするか、或は又反對の人々の杞憂をせられました如く、果して不始末の事を生じまして指集し得べからざるやうなことに立至りまするかは今日以後は事實に付て忽ち證明されまするやうになりました次第であります、併ながら私は先刻申述べまする如く、時日が進めば進む程諸君にして健在なる間は此事に付て毛髮の懸念はありますまいと以前も心得、今日現在尙ほ將來に於きましても諸君の健在を認める以上は、決して此事に付て懸念がございませぬのみならず、寧ろ今日以前よりも監獄の事業に付きましては都合好く整理することが出來ますることも、反對の人の心配をされました如き不都合な事が着々出來をらざるやうな結果を生するやうなことはないと信用を致して居るやうな次第でございます、て諸君は素より此度の監獄の官制に依りまして御職責の一層重くなりましたことは御承知のことであり、加ふるに司法大臣よりも懇々と諸君の御職責の重きことを御訓示に相成りました以上、私より更に夫等の事に付きまして一言も申述べまする必要はございませぬ、唯茲に一言を致しますることは諸君が益々健在ならむことを希望致すのであります。

尙ほ序でながら一言致して置きまするが、昨年は各地に種々な傳染病が流行致しました——虎列剌「ペスト」或は赤痢などが諸所に流行を致しまして、就中虎列剌の如きは隨分劇しく流行致しました地方もございます、夫等の豫防消毒の事務に付きましては、典獄諸君は勿論部下の人々も非常な盡力を致されました結果なることは誠に本省に於ても認められて居りまして、一二を除きまする外は監獄に病毒も侵入致しませず、又不幸にして侵入致しました監獄に於きましても、幸にして大事に至りませぬで、僅かにして撲滅を致しましたのは、全く諸君若くは其他の諸君に於て非常な盡力を致されました結果なることは誠に本省に於ても認められ、又私に於きましても深く感謝を致しまする次第でございます、最も甚しき流行地方に於きましては當時の狀況は實に慘憺たる有樣でありまして、殆と監獄の周圍は虎列剌の病毒を以て充されの新患者を發生するやうな監獄も澤山ありましたのでございます、それが殆と不思議にも監獄の中へ病毒の這入らない所は多々ございますが、實に是等の豫防消毒上の苦心は万々御察し申して居りまする次第でございます、所が內務省の衛生局邊りの調査に依りますると、虎列剌病の流行には略ぼ一定の規則がございまして、是までの沿革に徵

して取調べた所の說に依りますると、虎列刺病は數年間絶へて居りまして更に病毒の這入りました場合には、其年は隨分流行致しまするけれども、其年よりも尙其翌年が劇しく流行致しますることになつて居るさうでございます、それから三年目は少しく衰へまして四年目になりますると又殆と跡を絶つことに相成るのでそれから又五六年乃至七八年は流行を致しませぬことになつて居りまして、是が大概一定の規則になつて居りまする趣でございます、さう致しますれば當年は最早避くべからざる流行時であると云ふことを衛生局邊りては斷言致して居ります、就きましては諸君は勿論御覺悟もあることでございませうが、凡そ此傳染病の豫防の事は病の未だ發せざるに當つて力を盡しまずることは勞少くして頗る効が多いのであつて、既に發して後の仕事は勞多くして効の少ないと云ふことは無論のことでございますから、夫々御經驗もあり又御計畫は諸君に於てございませうがどうか當年は必ず虎列刺病は流行致すことは御覺悟に相成りまして、唯今より病毒を未發に防ぐことの方法を御盡力御計畫になりまずることを希望を致しまするのでございます、併ながら流行の程度に依りましては或は防ぎ切れませぬことも出來致すかも知れませぬが、凡そ近來の豫防法は隨分有効な方法が出來て居りまするやうでありまず、夫々昨年の御經驗のある御方も多いことでありますから、どうか唯今より御着手に成りまして殊に手後れに相成りませぬやうに御注意下されますれば、或は勞少くして効の多いことがあらうかと心得ます、是は申すまでもない事でありますが、衛生局邊りては頻りと當年の流行と云ふことを殆と疑なく斷言致して居る次第でございまするから一應其承りました所を御披露致しまして御參考に供へて置きます、

尙ほ御話を致したい事もございますが、今日は是に止めて置きます、まだ議案を御受取になりましてお間合もないことでございますから今日は是で散會を致しまして、明日一日は篤と議案を御覽になり御考案を御立てになりまして明後日は午前九時より此會議を開きまずることに致します、

○指示事項

一　典獄の分監を巡視する場合に於ては周密の監督檢閱をなすへきこと勿論にして時に或は自ら分監長たる心得を以て親く其事務を執り傍ら事實に就き處理の方法を職員に指示して薫陶督勵の勞を採り分監の職員は勿論其在監人に至るまても總て常に典獄直接支配の下にあるか如き感あらしむるの注意あるへし

二　典獄は其部下を督勵し一般監獄事務の整理を期するか爲め毎月一回以上定期の檢閱を行ふの外尙臨時に倉庫に臨て物品の檢閱を行ひ若くは領置金を調査し文書の往復事務其他作業科程工錢の記牒報告等を監査して諸般事務の遲滯不整理を防き其整理せさるものに向ては親しく處理の方法を指示し或は督勵して以て着々事務の敏活疏通を圖るの注意あるへし

三　曩に分監長の選任を愼重すへき旨指示したる以來漸く其人を得るの傾向ありと雖も今尙或は高級者を本監に留め下級者を分監長に配置する

の實況なきにあらす新官制施行以後分監長の任免を本省に於て執行する所以のものは其實任の重を感せしむると共に適任者精選の旨趣を全ふするに外ならす各位能く此趣旨を體し將來一層其の推薦を愼み適當の人を得て益々分監事務の改善刷新を圖るの注意あるへし

四　職員の出張は公務上必要の場合に限るへきは勿論にして事務打合、作業視察等の爲め他監獄に出張せしむるか如き素より公務上の必要に出るものなるへしと雖も近來特に年度末に於て最も多く事務視察の爲め他監獄に出張し甚しきは職員總體交番に出張するか如き事實あるを認むれ出張の目的に反するのみならす視察者一時に輻輳するときは視察を受くる監獄の迷惑亦尠からす爲めに事務の進捗を障害する恐なしとせす將來は最も必要の場合に限りて出張せしむるの注意あるへし

五　授業手は專ら囚人に對して作業の敎授指導を爲さしむる爲めに設置するものなるか故に之をして普通の庶務計算等普通の事務に從事せしむ

ることを得さるは勿論なり然るに從來往々授業手をして普通の事務に從事せしむる監獄なきにあらす將來は此の如き變例の取扱なき樣注意あるへし

六　各監獄收容の定員を定むるは遇囚、規律其他監獄事務整理上の最大要件たるに拘らず今日に至るまで種々の事情の爲に之を實行するの運に至らさりしか新官制の施行と同時に各監獄の構造容積其他必要と認めたる諸般の事項を斟酌考量して其收容定員を設定したり抑も定員は實に遇囚、規律其他監獄事務の基礎となるへきものにして其確否は直に規律の張弛、事務の整否に影響を及ぼすものなるか故に努めて其過不足を避くるの注意あるを要す各位は先つ其所轄本分監の間に便宜相融通して互に其定員を保たしむるの注意を加へ其相融通し能はさる場合に於ては機に臨み情を具して本省に申報する所あるへし漫に定員の增減を理由として吏員の增減を稟請するか如きは收容定員設定の旨趣に戻るものと謂ふへし

七　免囚保護事業の設備は今尚十分ならすと雖も各位盡力の結果漸次一般の同情を惹くの兆を呈し追々地方有志の團體を組織して實行に着手するものあるを見るに至りたるは喜ふへきの現象なり監獄當局者は宜しく此機會に投じ益々進んて成立を勸奬すると共に着實有効の方法を授けて其健全なる發達と成功とを助くるの注意あるを要す監獄の本省直轄と爲りたるか爲に地方行政と密接の關係を有する此種の總善事業との脈絡を薄ふし或は將さに起らんとする事業の成立を阻止し或は既に成立せる事業の發達を挫折するに至らしむるか如きことなき樣注意あるへし

八　監獄費の國庫支辨に歸屬せし以來茲に三星霜を經て地方費支辨の當時に於ける慣習は漸次に脫却し會計法規の運用金品出納の順序等着々其要を得て稍々整理の緒に就きしと雖も歲出の要求は年に多きを加へ歲入の實收は却て減却するの傾あるは監獄の經濟上遺憾なしとせす但歲出の增加は年次獄政の改良を圖るに隨伴して已を得さるの結果に外ならさるへしと雖も冗費を省き節約を旨とし又一面には利用の道を講して有無相通し萬般の事物に就き周到の注意を加ふるときは從て經費の增加を緊制するを得へし又豫算の基礎未た確立せさるに由る歟各目の流用多に過くるの嫌なしとせす現に在監人費中就役費を流用して他の費途に充るか如き法規上素より差支なしと雖も作業奬勵上就役費の充實を要する主旨に反し隨て作業施設の要を失ひ延て收入上に影響する等不利益の點尠なしとせす尙事業の緩急施行の順序等を精査し努めて經費節約の實を擧るの注意あるへし

九　監獄の建造物は其種類夥多にして保存修理の道を講するは獄務上怠諸に附すへからさる一要件なりとす而して現在の建造物を修理保存するか爲めに要する費額の尠少ならさるに拘らす新築增築を要するもの年一年より增加し有限の費額を以て無限の要求に應せさるへからさるの實況にして其取捨斟酌に就ては頗る苦心する所なり然るに在來の建物を修理して之を利用せは相當の用を爲すものあるに拘らす之を放棄して新に築造を設計する向あり或は豫算確定後當初豫算所定の設計を變更し其費額の剩餘を以て豫算所定外の工事を起さんとし或は設計其當を失して實用に適せす竣工の上却て不便を感し若くは徒らに多大の剩餘を生し之を利用して他の工事費に充んとするの事實なしとせす是皆處理の宜きを得たるものと云ふを得す將來は在來の建物を利用するの道を講すると共に新築增築等の概算書を編成するに際し一層精密なる調査を遂け其設計及費用見積等可成正確を期するの注意あるへし

十　在監人給與の糧食に就ては其品質、調理、變換等懇密の注意を加ふへきこと勿論なるに拘らす往々單に作業の勞否即ち勞働の程度を標準とし個人的體質及び健康の如何を顧みすして一律に分量を定るか爲めに常に多量の殘飯を生するか如き觀なきにあらす宜く個人に就て調定し可成過不足なからしめ衛生及び經濟の旨趣に適するの注意あるへし試に卅五年に於ける食量給與

の石數に對する殘飯石數の割合を調査せしに其總石數は實に六千八百餘石の多に上り之を金額に見積る時は凡そ六萬千八百餘圓の巨額に達す而して昨年度に在ては食料費に不足を告け各監獄の要求に應し金九萬四千餘圓の補充を第二豫備金に求るの已むを得さるに至れり一面には殘飯として多額の不用に歸したるものあるに拘はらす一面には多額の補充を要するか如き事實あるは監獄の經濟上當を得たるの處置なりと云ふを得す且又在監人費は補充科目にして豫算に不足を生するときは豫備金の支出を求むるの道あるに安んし深く經濟の點に注意せさるの結果終に增額を要するか如き事實を生せんか不都合の責を免るへからす將來は一層深く此點に注意あるへし（別表參照）

十一　監獄作業の擇擇及施行督勵の要項に就ては曩に指示する所あり漸次其方針に從ひ改良の傾向ありと雖も未た適實の施設を了せりと云ふを得す抑も作業の廢設は忽ち監獄の經濟に影響を及すものなるか故に最も愼重の調査を要するは勿論施設上の順序としては販路に困難なる物品を製造し購買者を待つか如き業種を官司業とすることは之を避け監獄の需用に供する物品は可成官司業を以て製作供給するの道を講し就中素品の買入、製品の意匠に關しては最も注意を凝らし得失相償はさるか如き失體を生せさらんとを努むへし試に三十四年度に於て翌年度に持越の素品原價を調査するに實に拾參萬七千餘圓の巨額に達し同年度就役費（素品費）決算額貳拾七萬千餘圓に對して恰も其半を占む是れ徒に經費の支出を增大ならしむるに過きす又同年度の製品にして翌年度に持越したるものゝ價格は實に七萬貳千餘圓の巨額に上れり思ふに斯の如き現象を見る所以のものは主として販路を求むる困難なるか爲なるへし是れ固より一二の事例を擧るに過きすと雖も其官司業たると受負業たるに論なく作業の施設に就ては將來一層の注意を加へ作業の目的を達すると共に監獄經濟の旨趣を全ふすへし

十二　領置金品の取扱に就ては已に嚴格の規程を設け又屢〻訓示する所ありと雖も或は其取扱を誤るの事實なきにあらす將來殊に左記の事項に注意すへし

一　領置金收受簿は其監獄に於て給與する工錢を除くの外携帶金、差入金其他領置すへき一切の金額收受を證明し併せて本人の認證（捺印）を脫落せしむへからす

一　監獄に送付し又は携帶し來る所の爲替券は其有效期間內に於て適當に之を處理する

一　領置物品評價格の適正なるは曾に保管の正確を保證するに當るのみならす保管者取扱方の粗漏を防き隨て其責任を明かにするか爲に必要なる事柄なるに付其評定に就ては相當の方法を設け正確を保持するの注意あるへし

一　入監の際金品を携帶せさる者の書留簿を設け領置金基帳の集計又は放免の際領置金品下渡調査の便に供するの注意あるへし

一　金銀寶石其他貴重品證券、證書、寶印等特別取扱の物品に對しては別に書留簿を設け特別の取扱を爲すへし

一　遺留金書留簿、貴重品書留簿、不有金品書留簿は別紙樣式に據るへし

十三　看守被服の調製方從來各監區々々に涉り同一の給與品にして甲乙其製作及價格を異にするの實況なるは或は物價の高低に因るへしと雖も適當の處理と認むることを得す將來は左記の標準に依り調製するの注意あるへし

看守被服調製標準

品目	價格ノ標準	調製ノ標準
冬服	七圓參拾七錢	王子製絨會社製造ノ二號絨ヲ大體ノ標準トシ一着分絨ハ普通二幅五分トシ裏ハ毛織子袖裏ハスレンキヲ用ユ
夏服	壹圓貳拾錢	
甲種外套	六圓四拾五錢	十子製ノ六號絨ヲ大體ノ標準トシ一着分ノ絨ハ普通二幅八分トシ裏ハ附屬セス
乙種外套	貳圓貳拾五錢	同上一着分ハ普通一噸トス

襯衣	八拾錢	毛糸子製ノ一號絞ヲ標準トシ裏地ハ毛糸子トス
足袋	五足	錢
褌（冬）	六拾	錢 現品渡代料渡トモ凡テ此單價ヲ標準トス以下同シ
褌（夏）	五拾	錢
長靴	壹圓九拾	錢
短靴	壹圓六拾	錢
下駄	六	錢
手套	拾	錢
靴下	五	錢

備考

一　地方の狀況に依り右の單價を增減せさるを得さるの必要を生したるときは各品目を集計したる金額の範圍内に於て相互融通することを得

一　青森、盛岡、宮城、仙臺、福島、新潟、山形、秋田の九監獄に於ては冬襦袢、袴下に限り其單價の二割を又北海道所在の監獄に在ては各品目を通して其單價の二割を增すことを得

十四　近來往々囚人階級處遇規程なる名稱の下に單に新入又は行狀不良の理由を以て或は特に給養を薄くし或は勞苦多き作業を科し又は漸次上級に進みたりとの故を以て被服食物等を增給するの優遇を與ふる向あるもの、如し監獄行刑の旨趣は個人的關係に適切なる處遇を施して以て行刑の嚴正肇實を保全すること言を俟たす然るに階級處遇規程に拘泥するの結果或は個人的遇囚の本義に戻て行刑の肇實公平を失ひ其の優遇は却て習慣犯罪者の僞善を奬勵するに至るの弊を生せさるを保し難し宜く深く此點に留意し個人的遇囚の本義を貫徹し行刑の嚴正公平を失はさるの注意あるへし

十五　監獄内の清潔規律を保つの注意は從來屢〻指示する所なりと雖も尙清潔規律の勵行十分ならさる向なきにあらす清潔とは必すしも洒掃を能くするの謂に非す諸物品をして配置按排其宜を得せしめ其取扱上鄭寧親切ならんことを要す房壁點々汚染を留め或は殆んと讀讀する能はさる印刷物を房内に備へ若くは汚臭甚しき領置品を其儘保管するか如きは啻に體面上其宜を得さるのみならす衛生上若くは規律上より之を見るも適當の處置と云ふを得す殊に監獄官吏は身を以て囚人の標的とすへきものなるか故に常に其身邊操持を清潔紀律の内に涵養せしむる所ある整秩を保つの注意を加ふへし

十六　教誨は固より教誨師の職責なりと雖も獨り之を教誨師に一任して足れりと爲すは其宜きを得たるものに非す凡監獄官吏は教誨師と其心を一にし直接間接に薫育感化の任務を助成するの心掛なかるへからす時に或は典獄親ら訓誨の勞を採るへきは勿論或は監獄醫をして衛生の講話を爲さしめ或は看守長其他の職員より適任者を選て時々講讀講話等を爲さしむるも亦た機宜の策なりと謂ふへし殊に看守の言行に至ては幾徹の裡、囚人の性情に關する所大なるものあるを以て教誨師は單に囚人教誨の任に當るのみならす時に看守に對し講話說示を爲し能く同心協力の實を全ふするに至らしめんことを期すへし

十七　現今各監獄の實況に就て之を觀るに教育は單に幼年囚のみに之を施し未丁年囚に對しては往々全く之を行はさる向なきにあらす教育の感化上有効なるは今更に言を要せす未丁年者は概して教育の必要あるか故に就學若くは自修の方法に依り彼等の心性を陶冶啓發せしむへきは勿論にして丁年以上の者と雖も必要と認めたる者に對しては便宜教育を施すことあるを要す而して此等の就學を要するもの、教育時間は一週六時間を超ゆへからす

十八　囚人書籍看讀の範圍は各監獄により廣狹其度を異にす傳記隨筆等事の害なくして多少慰樂の具に供すへきものは絕對に之を禁止するあり或は之を許可するあり今其一律を期せんと欲せは書目を一定するに如すと雖も要するに看讀書

籍の範圍は教育上及規律上差支なきものは四人の個人的關係を省み可成之を許容するの方針を採り殊に實業教育に關する書籍の如きは寧ろ看讀を奬勵し以て自立の念を厚からしめ其の歷史地理算術等普通修學用として採用すへき書籍の如きは彼等をして之に由り智識を攝取せんことを希望するに至らしむるの注意あるを要す從て此等の書籍は經費の許す範圍內にて監獄に於て購求保管し其書目の如きは可成之を印刷して各房に備へ囚人をして各其欲する書籍を看讀するを得せしむるの便宜を與へし

十九　從來在監人の書信發送付與に就ては監督の方法周密を缺くの嫌なきに非す今回新に書信監督簿の樣式を定めたるの趣旨亦其監督の十分ならんことを期するに外ならす從來の實況を觀るに或は發信の度數、要旨、受信の要旨等明瞭ならさるあり或は不必要の信書を規程以外に發送するあり書信制限は獄則に依準すへきは勿論にして一面には其發送度數に就て嚴に監督を加ふると同時に未丁年囚及幼年囚の父兄に宛てたる信書の如きは純良なる家族的關係を親密ならしめ感化上至大の影響を有するものあるを以て其發送に就ては宜く斟酌する所あるへし而して此等の信書は可成幼年囚をして自書せしむるの注意あるへし

二十　囚人の犯行に對し懲罰を言渡し情狀に依り一時其執行を猶豫せしむるものあり懲罰の森嚴は其言渡執行の勵行を待て始めて之を期すへきものなるか故に情狀に依り有効適實と認めたる場合に於ては暫く執行猶豫の便法を取るを妨けすと雖之を濫用するの結果囚人をして懲罰の言渡には實力の隨伴するものなりとの感念を薄からしむるか如きことなきを要す又數回の犯行者に對し一の重き處分のみに止め他の犯行を不問に附するの監獄なきにあらす犯行あれは懲罰の之に伴ふと影の形に隨ふか如く急速的確なるを要し其の間他犯行を爲すの餘地なからしむへきは勿論なりと雖も數回の犯行に對しては寧ろ一々懲罰を施行し唯其情狀の酌量すへき者に對して減免するとあるのみ要するに懲罰は犯行者に對し森嚴侵す可からさる規の律あるを感受せしむるに在りて其執行方法は宜く明確ならんことを期すと雖も其の懲罰あるの前須く彼等をして犯行を爲さしむるの餘地なからしむることを努めさる可からす

二十一　再入者に對し初入者に準し工錢を給するの規程は其運用の方法各監區々に渉り或は調査粗漏の慨なき能はす例之累犯囚に對し漫に作業科程を終了したるの故を以て初入者の工錢を給し若くは懲罰を受けたる犯行あるに拘はらす依然初入者の工錢を給するか如き是なり該規程の趣旨は品行方正にして作業精勵累犯囚に對し特に恩惠的に初入者の工錢を給するの規定なるを以て宜く其審査を十分周密にして果して品行方正にして作業に精勵なるや否や調査し之を活用するの注意あるへし

二十二　監獄參觀を願出てたる者あるときは其身分、官職、職業等の關係に依り特に典獄に於て必要と認めたる場合及ひ本省の認可狀を有する者に限り之を許し其の以外に於て濫に一般無關係者の參觀を許容するか如きことあるへからす而して其の參觀を許したる者と雖も用務の都合に依り其の必要なる部分に止め可成在監人の氏名罪質行狀等の個人談に渉り若くは在監人に觸接交談せしむるか如きことなき樣注意すへし

二十三　分監に於ける看守以下の被服帶具廳用獄用の諸器具諸用紙又は在監人被服類にして品質或は制式の一定を要する物品は勿論其他の需用品と雖可成本監に於て購入又は調製して之を送付するの道を講するは本分監間一定を期するの利益あるのみならす經濟上にも亦利得ありと認むる隨て補缺豫備の數量を節約し或は相融通して以て過不足なからしむるの注意あるへし

二十四　物品會計官吏の保管出納を要せす直に消費する物品の受拂手續完全せさる爲め其授受又は代金支拂上誤謬を來すの恐なしとせす將來は別紙樣式に依り書留簿を設けて之を整理すへし

二十五　監獄保管の物品は需用品、作業品、又は領置品等其種類夥多複雜にして整理の困難なるは素より言を待たすと雖も物品其整理十分なら

す其取扱の粗漫なるは監獄事務上一大缺點たるを免れす依て將來典獄は毎月若くは二ヶ月間に少くも一回物品會計官吏又は物品擔當者の保管出納上に就き帳簿及現品を檢閱するの注意あるへし

二十六　監獄に於て在監人食料用米麥の精搗並挽割を爲すは精搗又は挽割の程度を一定するの利便及經費節約の利益ありと認むる然るに從來工場の都合に依り若くは計算整理手續の複雜なるを避んか爲めに或は購入檢查の容易なるか爲めに精米精麥或は挽割麥を購入する向多しとせす將來は宜く其得失を精查し可成監獄に於て精米精麥幷挽割を爲すの注意あるべし

二十七　米麥搗減の多寡は監獄の經費に關係を及ほすこと尠小ならす各監獄に於ける明治三十五年中の實況に據れは搗減の甚多きものあるを認むる是れ主として品質の良否に依るへしと雖も或は當初購入の際檢查の精密を缺き又は精搗其度を超ゆる等亦其の一因たらすんはあらす又挽割麥は普通割增を生するものなるに拘はらす却て減少を見るの監獄なしとせす如此は些末の損失なるに似たれとも各監獄一箇年の積聚は實に萬を以て數ふるの金員に達す將來は此等の點に就ても深く注意あるへし（別表參照）

二十八　受負人又は依托者に屬する器具器械素品及製品の保管出納に就ては相當の取締法を設くへきは作業規程の命する處なるに拘らす其保管出納上明瞭を缺き爲めに監獄と受負者との間に於て物議を生することなしとせす將來は少くとも製素品の授受を明かならしむるの注意あるへし

二十九　製作物品の拂下代、作業受負人に係る工錢の收入金整理方に就ては會計處務規程又は作業規程の規定あるに拘はらす右收入金にして納入期日經過後數ヶ月間納入を了せさるもの或は數ヶ月分停滯するものあるも之を督促せさる向なきにあらす將來は督促手續を定め豫め失態なき樣注意あるへし

三十　從來物品擔當者に過當の物品を引渡し物品會計官吏は實際保管の責任を脫して責守を紊るの弊習を生し當初擔當者を置きたる主旨を誤りたる實況なるに付其手續を改正し監獄官制第十條の職員は各其所管の物品擔當者たることを得るの道を開けり從來擔當者に物品を交付するに當り物品會計官吏は實際供用に差支なき限度に於て物品擔當者に引渡す樣注意あるへし

三十一　留置人費數ヶ月分取纏め仕拂を爲す向あり調查の困難なるは勿論自然一人にして一日の間に甲乙兩警察留置場に拘禁せられたる者に對し重複の仕拂なきを保し難く豫算の過不足を豫定する上にも差支尠からす將來は毎月各警察署の請求を取纏め仕拂を爲す樣注意あるへし

三十二　四人押送上の注意に就ては曩に指示したる如く監獄經費上に尠からさる影響を有するものなるか故に押送度數押送官吏及押送日數に注意を加へ取締の嚴肅を保つと共に經費の節約を圖るの注意あるへし

三十三　統計主任者は可成統計に通曉したる者を以て之に充て濫に主任者を變更すへからさることに就ては曩に指示せし所あるに拘らず尙屢〻主任者を變更し爲めに種々の不都合を免れさる向なきにあらす今後は一層指示の精神に注意あるへし

三十四　統計の現象は事物の狀態變遷の實況にして其基礎たるへきものは直接に採錄する所の統計小票に外ならす事實の實相を擧くると否とは一に小票記入の良否に關す故に一層小票の記入を愼重にし尙年報調製に際しては小票の檢查を精確に執行して形式に流れさる樣注意あるへし

三十五　統計小票中他管より押送の入監小票並に他管へ押送の出獄小票の調製方は監獄統計小票記入心得中刑事被告人入監小票第四項囚人入監小票第六項及刑事被告人並に囚人出監小票第四項に記載する如しと雖も征々違式の記入をなし爲めに統計上誤を來すものなきにあらす爾後一層左記の廉に注意あるへし

一　刑事被告人を他管へ押送の際調製すへき出監小票中には第一第二及第八項の外記入すへきものにあらす押送を受けたる監獄に於て調製すへき入監小票には第一乃至第四及第七項

の外記入すへきものにあらす

一　刑事被告人にして刑確定し他管へ押送の囚人は入監小票(新受刑小票)を調製し同時に他管へ押送の出監小票を調製すへきものとす押送を受けたる監獄に於て調製すへき他管より押送の囚人の入監小票には第一第二及第四項の外記入すへきものにあらす

○諮問事項

一　左の監獄を以て幼年監に充て大凡そ刑期留置期三月以上の幼年男囚及懲治人(男)を收容せんと欲す意見如何

一　五條分監　(收容人員凡八十人)
奈良、大阪、神戸、和歌山監獄の幼年囚懲治人を收容す

一　四日市分監　(收容人員凡八十人)
安濃津、名古屋、靜岡、膳所、岐阜、京都監獄の幼年囚懲治人を收容す

一　一關分監　(收容人員凡四十人)
盛岡、仙臺、青森、山形、福島、函館監獄の幼年囚懲治人を收容す

一　唐津分監　(收容人員凡四十人)
佐賀、長崎、福岡、大分、熊本監獄の幼年囚懲治人を收容す

一　岩國分監　(收容人員凡四十人)
山口、廣島、岡山、松山監獄の幼年囚懲治人を收容す

二　幼年監獄に於て特別の設備を必要と認むる事項如何

三　女囚精神病囚の如きも成るへく一定の設備ある監獄に之を集禁するの必要を認む其實行の方法に關する意見如何

四　新官制の施行に伴ひ從前の帳簿其他の事務取扱規程に對し增減又は變更を必要と認むるものなきや

五　女監取締教習の方法及之に關する意見如何

六　看守教習所は從來の如く各監獄に附設するの必要ありや意見如何

七　女監取締の採用法を左の如く定めんと欲す意見如何

一　年齡二十五歲以上四十五歲未滿にして品行方正體格強壯の者に限る

二　左の試驗に合格したる者より採用す
イ　普通往復文及申告書を作り得る者
ロ　加減乘除を爲し得る者

ハ　監獄則刑法の大要に通する者

三　三年以上女監取締の職を奉したる者は試驗を經すして採用することを得

八　授業手には(洋裝)背廣を爲さしめ其帽は白小線一條を付し其の徽章形狀等略看守と同一なるものを着用せしめんと欲す意見如何

九　看守其他の夏服は新に拜命の者には二着を給與し次年以降は一着を給與することに改正せんとす意見如何
附供用期限は一組二年(八箇月)とす

(參考)
看守給與品及貸與品規則
第三條　給與品は現品を以て給す其供用期限は左の如く之を定む但已むを得さる事情あるときは內務大臣の認可を經て本條の供用期限を變更することを得

一　(略)
一　夏服　二組　四箇月
(以下略)

十　工場及夜警看守勤務法左の如く一定せんと欲す意見如何

一　工場勤務の看守は就役時間中一時間(九月マテ三月マテ又は二時間四月マテ八月マテの休憩を與ふ

一　夜警勤務の看守は二時間勤務二時間休憩とす

十一　看守の懲戒は其の懲戒すへき所爲の範圍及懲戒の程度區々に渉るの弊あるを以て左の通り懲戒標準を設けんと欲す意見如何
(第一號)
監獄判任待遇職員懲戒處分標準
第一條　監獄判任待遇職員懲戒規程に違背したるものあるときは總て本標準に依り處分すへきものとす
第二條　違背の所爲其情狀に因り本標準の各本條に定めたる範圍內に於て酌量增減し輕重した

るときは次を以て他の範圍に入るへきものとす

第三條　違背の所爲懲戒處分の手續中に併發したるときは合併して之を處分すへきものとす

第四條　六箇月以内に再ひ本標準に掲けたる同一の事項に違背したるものは譴責は減俸に減俸は其額を增加し處分すへきものとす

第五條　各監獄の情況に由り本標準の外猶ほ懲戒に當るへき事項ありと認むるときは之を本標準に加へ各監獄に於て其標準を定むることを得但此場合に於ては速に報告すへし

第六條　左の事項の一に當るへき所爲ありたるものは之を譴責に處分すへきものとす

一　晝夜巡警表又は監督巡視表に認印を怠りたるもの

二　通常又は臨時點檢の際指定の携帶品若くは給與品を遺忘したるもの

三　許可を得すして眼鏡、草履又は出勤前より雨雪の際短靴を穿ちたるもの

四　服裝姿勢を亂し威信を損すへきもの

三　病氣引又は欠勤届を出勤時刻までに差出さす又は病氣引中妄りに外出したるもの

四　歸省又は養痾の爲め旅行し許可を得すして其歸期に遲れたるもの

五　勤務中睡眠したるもの

六　巡警の線路に違ひ又は闕略したるもの

七　作業用に供したる器具の點檢を怠り其藏置すへき場所以外に散亂せしめたるもの

八　獄則違犯者あるを知りて之を申告せさるもの

九　在監人の放歌喧噪又は談話通聲を知りて之を制止せさるもの

十　房外又は外役押送の途中に於て在監人か妄りに他人に交手談話し又は行人を罵詈妨害すへき所爲を制止せさるもの

十一　在監人の接見中怪むへき言語容姿を停止せさるもの

十二　同僚の違背者あるを知て之を制止せ

五　法規又は武技の講習日に故なく遲刻又は出席せさるもの

六　轉居の届を即日に差出さゝるもの

七　手帖に公務外の事を記載したるもの

八　指定したる場合に其指定の場所以外に於て喫烟又は飲食したるもの

九　戒護中妄りに新聞紙雜誌書籍を展讀し又は算術習字を爲したるもの

十　諸報告の期日を遲れたるもの

十一　塵芥其他不潔物の掃除監督を怠りたるもの

十二　保管物件の藏置を忽にしたるもの

十三　製作品の濫造を制止せす又は其出來高の檢査を怠りたるもの

第七條　左の事項の一に當るへき所爲ありたるものは月俸百分の一以上二十五以下の減俸に處分すへきものとす

一　故なく出勤時限に遲れたるもの

二　交代時限を遲れ又は緊要の事故を引繼かす事に差支へありたるもの

す又は之を庇保するもの

十三　有賞表の因人に增給すへき食物の配與を誤りたるもの

十四　上官に對して敬禮を欠きたるもの

十五　押丁、授業手の在監人に狎昵するものあるを知て申告せさるもの

十六　押送中男女の囚徒を同往せしめたるもの

十七　在監人の耳聞に達すへき場所に於て檢束上の談論を爲したるもの

十八　新聞紙雜誌に投書して事に害あるもの

十九　在監人と私語したるもの

二十　在監人と戲れたるもの

二十一　火氣の取締を忽にしたるもの

二十二　官物を粗略に取扱ひ遺失又は毀損したるもの

二十三　戒護上立會ふへき場合に立會はさりしもの

第八條　左の事項の一に當るへき所爲ありた

るものは月俸百分の五以上五十以下の減俸に處分すへきものとす

一　外出先を家人に告け證かす又は其他正當の事由なくして臨時の呼出に應する能はさりしもの

二　親族、故舊の入監者あるを知て申告せさるもの

三　監房又は通身の檢査又は人員の點檢を怠りたるもの

四　戒具又は鑰匙を遺失したるもの

五　諸門の開閉を怠りたるもの

六　賊の侵入又は被害を覺知せさりしもの

七　濫りに他人の監門内に立入りたるを覺知せさりしもの

八　在監人と他人と金錢物品の受授を覺知せさりしもの

九　在監人を視線外に獨歩せしめたるもの

十　戒護者なき在監人の獨歩を知りて制止せさるもの

十一　指揮を受け執行したる事件の復命を怠りたるもの

十二　傳染病疑似患者の報告を怠り又は其衣類食器を混同せしめたるもの

十三　護送中濫りに他家に立寄りたるもの

十四　不實の申告を爲したるもの

十五　差入物の檢査を怠りたるもの

十六　許可を得すして商業を營みたるもの

十七　許可を得すして人民の贈遺を受けたるもの

十八　妄りに勤務の擔當位置を離れたるもの

十九　私に在監人をして廳役又は休憩せしめたるもの

二十　擅に作業又は科程を變更せしめたるもの

二十一　妄りに在監人の監房を開扉したるもの

二十二　監房の閉鎖又は戒具の施し方を粗漏にし又は怠りたるもの

二十三　私に囚人の親誂を處分し又は押留

し若しくは發送を怠りたるもの

二十四　妄りに在監人の書信郵便鑑書の發送交付を媒介したるもの

二十五　在監人の犯則行爲ありしを隱蔽したるもの

二十六　在監人の異狀を見聞し報告せさるもの

第九條　左の事項の一に當るへき所爲ありたるものは月俸百分の十以上一月以下の減俸に處分すへきものとす

一　出火又は事變の際出勤せさるもの

二　在監人の破獄又は其豫備を覺知せす又は在監人の逃走を覺知せさりしもの

三　制服にて妓樓に登り遊興したるもの

四　官の機密を漏泄したるもの

五　在監人の處遇上粗暴苛酷に渉りたるもの

六　在監人の變死又は鬪毆死傷に致すを覺知せさりしもの

七　作業請負人又は其他の關係人より妄りに饗應を受けたるもの

八　濫りに拔劍したるもの

九　解放の命令を受けたる囚人の出監時限を怠りたるもの

十　妄りに在監人を出門せしめたるもの

十一　妄りに在監人の戒具を解脫したるもの

十二　別異ある在監人の歸監に際し他監に入りたるを覺知せさりしもの

第十條　左の事項の一に當るへき所爲ありたるものは免職に處分すへきものとす

一　在監人又は其關係者と妄りに金錢物品の贈答を爲したるもの

二　履歷を詐り就職したるもの

三　誓約期限内强て辭表を差出したるもの

四　虛病を構へ又は職務を曠廢したるもの

五　水火風震等非常の變災に際し在監人の救護を誤り又は危險に陷らしめたるもの

六　反獄其他事變に際し恐怖して離を避くるもの

七　長縮して在監人の暴行を制せざるもの

八　職務上甚しき威信を失ふへきもの

十二　判任待遇職員懲戒簿を設けんと欲す意見如何

判任待遇職員懲戒簿

年月日	典獄檢印	事由	懲戒ノ程度	職級氏名	主任檢印
三六四、二		年月日ニ依リ、、、	職責	看守何級俸 例之通	
、、、		、、、、、、、、、	月俸何分ノ一金何圓	、、、	
、、、		、、、、、、、、、	免職	、、、	
、、、		、、、、、、、、、		女監長何級俸 例之通	

一　本簿には毎月末に懲戒の各種類毎に回數金額、件數の合計を記載し一年毎に總計を記載し置くへきものとす

十三　看守精勤證書授與規則を左の如く改めんと欲す意見如何

看守精勤證書授與規則

第一條　精勤證書は看守の精勤を證し其名譽を表彰するものとす

第二條　精勤證書は典獄之を授與するものとす

第三條　精勤證書は左の諸項に適合するものに授與すへし

一　行狀方正

二　勤務勉勵

三　事務熟達

四　滿三年勤續

第四條　第三條に適合のものと雖も左の事項に該當するものには精勤證書を授與することを得す

一　監獄判任待遇職員懲戒規程に依り月俸の三分の一以上に相當する減俸に處せられたるもの及其の以下減俸と雖も一年二回以上に及ふもの

二　刑法其他の法令に違犯し奉職後刑せられたるもの

第五條　前條の處分を受けたる者にして勤續精勤せしものは其の處分翌月より起算し第三條に適合するときは該證書を授與することを得

第六條　監獄判任待遇職員懲戒規程に依り免職し又は本則第四條に該當するもの及退職後と雖も禁錮以上の刑に處せられたるものは精勤證書を奪取す

第七條　精勤證書を所持する者にして退職後再任を求むるときは學術試驗を爲さすして採用することを得

第八條　水火災若くは盜難等に罹り精勤證書を亡失したるときは再ひ之を授與すへし

第九條　精勤證書は左の雛形に依り調製すへし（雛形略す）

十四　監獄文書取扱及保存規程左の通定めんと欲す意見如何

文書取扱及保存規程

第一條　文書の發送接受及記錄の編纂保管は總て文書主任に於て之を管掌す

第二條　監獄に到達したる公文書は受付に於て接受し受付日誌（其樣式は該規程標準に示したるもの）に記入の上直に第一課長に提出すへし

第三條　第一課長は第二條又及第五條に依り領收したる文書を取纏め典獄に提出すへし但し至急を要するもの及上級官廳又は裁判所より送付に係るものは直に典獄に提出すへし

第四條　第一課長は典獄の面前に於て文書を開封し典獄は之に認印を施こし其の處理方法を指示すへし

第五條　執務時限外に到來する文書は宿直員に於て之を接受し宿直日誌へ記入の上翌朝第一課長に引繼くへし但し至急を要するもの及上級官廳又は裁判所より送付に係るものは直に第一課長に回付すへし

第六條　典獄の檢閱を經たる文書は文書主任に於て往復件名簿（其樣式は該規程標準に示したるもの）に記入し番號を付記の上主務の課所長に回付すへし

第七條　課所員は課所長より文書を受領したるときは速に之を處理すへし但し事件に因り調査日數に三日以上に渉るときは豫め典獄課所長に其の旨を申出つへし

第八條　課所の成案は課僚調印の上課所長に提出

し課所長は典獄に提出すへし

第九條　發送すへき文書は文書主任に於て之を淨書し往復件名簿に依り番號付記の上典獄に提出し署名捺印を請ふへし

第十條　發送の手續を了りたる文書及其の他の成案にして回覽を了したるものは總て其の旨を徃復件名簿及原案に記載し原案を主任者に返却すへし

第十一條　文書主任は每月既濟未濟件數表及未濟事件錄を翌月五日迄に調製し典獄の閱覽に供すへし

第十二條　課所に屬する文書にして完結したるものは文書主任に引繼くへし

第十三條　監獄の記錄は左の三種に分ち之を保存すへし

甲部記錄　事の重要にして例規徵證に備ふへきもの永久保存

乙部記錄　永久保存を要せさるも參考上必要と認むるもの十年保存

丙部記錄　一時の處辨に係るもの三年保存但事件の輕重に依り便宜保存期間を短縮することを得

第十四條　保存期間は其の完結したる年次の翌年一月より起算すへし

第十五條　記錄は大凡そ左の事項に分類すへし

一　秘密書類
二　名籍
三　統計
四　會計
五　領置
六　教務
七　衛生
八　戒護
九　作業工錢
十　建築
十一　用度
十二　雜件

第十六條　記錄編製の方法は曆年を以て分界とし前條の分類に從ひ類別收綴すへし但し會計に關する記錄は其の必要に依り會計年度を以て分界と爲すことを得

編綴記錄に附屬する繪圖書翰等の類は別輯として編製することを得

繼年事業又は一事件にして夥多文書あるものは一件書類として編製することを得

各部記錄は色別の表紙を用ひ其分類の番號及其の類名を記載し件名丁數を記載したる目錄を附すへし

同一文書にして二類以上に涉り分割し難きものは一類に其の原本を編綴し他の一類には其の所在を目錄中に記載すへし

第十七條　左の帳簿は甲部記錄とす

一　官吏身分帳
二　名籍原簿
三　在監人名目錄
四　死亡帳
五　放免曆簿
六　監獄沿革誌
七　監獄地積建物臺帳
八　其他重要なる帳簿

第十八條　左の帳簿は乙部記錄とす

一　出監簿
二　囚人身分帳
三　會計諸帳簿

第十九條　常用に供せさる記錄は保存期間一定の倉庫に保管すへし

第二十條　事務の調査又は參考等の爲め記錄を借覽せんとする者は記錄貸與簿に其の書名番號官氏名を記入捺印し文書主任へ提出すへし

第二十一條　文書主任記錄の返還を受けたるときは直に記錄貸與簿に其旨を記載すへし

第二十二條　記錄は時々目錄と對照して錯雜紛亂を防き又少くとも每年一回之を曝書すへし

第二十三條　保存期間を經過したる記錄は典獄の承認を經て之が廢棄の手續を行ふへし

甲部記錄に屬するものと雖も保存の必要なしと認めたるときは前項に準ずることを得

十五　監房內に置くへき刑事被告人の携有品は大凡そ左の標準以下と爲さんと欲す意見如何

臥具	夏期	敷蒲團一枚	被物一枚	毛布一枚
	冬期	敷蒲團一枚	被物二枚	毛布二枚

被服　夏期　單衣三枚　羽織一枚　袴一着
　　冬期（袷二枚）　綿入二枚　羽織一枚　袴一着
肌着　シャツ若くは襦袢三枚　褌三　足袋二
手拭二
書籍　三冊以内

十六　作業の施行に關し左の各項に對する意見如何

一　作業規程中改正を要すへき點ありや

二　工錢の增收を圖る方法如何

三　素品の購入に付ては其時期分量場所及買入先等に依り損益ありと認むる之に對する注意又品種に依りては近接の監獄連合して廉價に買入るゝ方法ありと認むる如何

四　作業督勵上の注意を一層周密ならしむる必要ありと認むる之に對する方法如何（別紙參照第三號作業督勵手續案）

五　監獄作業の面目を害せさる範圍に於て尚受負者の不便を減少し得らるへき手段ありと認むる之に對する意見如何

十七　各監獄需用の物品（看守押丁等の被服地諸用紙、印刷、味噌、醬油等の類）は各々其の製作監獄と協商し相互に需用供給の道を講し又は購入方を囑託するの必要ありと認む何れの監獄を以て供給又は購入地と爲すを適當とするや

十八　米麥の購入手續は各地區々の取扱なるを以て左の通一定せんとす意見如何

米麥購入手續

一　品質は見本品と對比の上全部之を檢査すへし

二　檢量（普通に樞しと稱す）は米麥各購入石數の十分の一以上とし衡量共に之を檢査すへし

三　檢量斗概の掛け方秤目の取り方共（は監獄と商人と等分に之を行ひ兩者の得たるものを平均して一石の目方を定む

四　受渡には必す檜桝を用ゆへし

五　檢量したるもの丶外は洋衡に懸け前記の平均目方を以て得たる總目方を除し其總石數を算出すへし

六　前項の秤目取りは監獄之に當り商人をして之を爲さしむへからす

七　米麥各二十石未滿のものは檢量等の手續に依らす全部之を量るへし

十九　麥は丸麥、挽割何れを可とするか衛生及經濟上の利害に就き意見如何

二十　在監人食器の種類製式及取扱手續を左の通り定めんとす意見如何

在監人食器種類製式及取扱手續

一　食器を別て左の十六種とし其の種類形狀は別紙圖式に依る

一　飯器（甲）　二　飯器（乙）　三　菜器
四　菜器蓋　五　飲器　六　飯臺　七　湯入
八　菜又は湯運搬器　九　杓子　十　飯運搬器　十一　喰箸　十二　香の物運搬器　十三　鹽其他運搬器　十四　散蓮華　十五　菜箸
十六　湯又は汁柄杓

一　食器の調製材料は左の各項に依る

一　飯器、菜器、飲器、鹽其他運搬器、散蓮華は琺瑯燒、陶器若くは磁器製とす
但琺瑯燒は鐵又は「トタン」板を眞としたるものにして內外共燒付たるものとす

二　菜又は湯運搬器は白木桶とす

三　飯臺、飯運搬器、香の物運搬器、喰箸、菜箸及杓子は白木製とす

四　湯入は琺瑯燒、銅又は陶器製とす

五　湯柄杓又は汁柄杓は琺瑯燒又は竹製とす

一　食器は左の各項に依り取扱はしむるものとす

一　食物運搬器は總て炊所に設備し炊夫をして取扱はしむ

二　飲食器、湯入、散運蓮、柄杓等は工場又は監房に設備し飲食器は可成各自の專用とし各自をして取扱はしめ又は數人に供用せしむる場合は各工場又は監房（雜居房）毎に取扱者を定め若くは交番の方法等に依り取扱はしむるも妨けなし

三　病者の食器は總て專用とし看病夫をして取扱はしむ

四　食器は總て常に淸潔ならしめ病者の使用したるものは相當の消毒法を行ふ等特に注意すへし

二十一　在監人食料表、同菜獻立表、同菜品給與表、

を別紙(參照第四號)の通り定めんとす意見如何

二十二　在監人の身上に關する統計小票を中央集査とし報告例年報三十四表中二十一表の報告を要せざるに至らば監獄及分監に於ける執務の便否及手數を省略し得る程度如何

第三號

作業督勵手續

第一條　在監人の作業を督勵するには左の手續に依り作業擔當看守女監取締之を爲すへし

作業擔當看守女監取締を置かざる工場に在ては警守擔當看守女監取締之を爲すへし

第二條　作業擔當看守女監取締は作業主任看守長又は第三課員の立會を受け素品の遺棄製品の精粗科程の了否を檢別すへし

第三條　作業擔當看守女監取締は作業主任看守長の指揮に從ひ工場に於ける作業上諸般の事務を整理すへし

第四條　作業の種目に依り習熟期間の最長期を定むへし

作業主任看守長は在監人の身體技能素修等を調査し習熟最長期内に於て相當期を定め之を命すへし

第五條　作業擔當看守女監取締は作業主任看守長の定めたる習熟期内に習得せしむるの注意あるへし若し習熟期を過き尚ほ習得せさるものは作業主任看守長に申告すへし

作業主任看守長は前項申告を受けたるときは之を調査し規定の最長期迄延長を命するとを得

第六條　前條の習熟期を過き尚ほ等一科程に達せさるものは左の順序に依り之を督勵し等一科程に達せしむるの注意あるを要す

一　習熟期を過きたるものは相當の分役に編入し日々の出來高に依り督勵を努むへし

二　分役は十日毎に調査し其成績に依り昇降すへし但著しく出來高を增したるものは此限りにあらす

三　前旬の成績と後旬の成績と相均しく若くは數量遞減の傾きあるものは之を督勵し次旬に於て增加せしむるの注意あるへし

作業擔當看守女監取締は日々の出來高を科程に照し分役を檢別し前項督勵の成績を主管看守長課長を經典獄へ報告すへし

第七條　等一科程を百分し左の標準に依り分役を概定すへし

老者幼者病弱者不具者未熟者は身體技能素修及監獄醫の意見等を參酌し分役の內に於て相當の定量を科すへし

一分役　等一科程の百分の十四迄なすもの
二分役　同百分の二十四迄なすもの
三分役　同百分の三十四迄なすもの
四分役　同百分の四十四迄なすもの
五分役　同百分の五十四迄なすもの
六分役　同百分の六十四迄なすもの
七分役　同百分の七十四迄なすもの
八分役　同百分の八十四迄なすもの
九分役　同百分の八十五以上をなすもの

第八條　製品は三等に分ち工錢を料定すへし但等級を設くるの必要なきものは此限にあらす

工場には見本品を備へ置くへし

一等　最良品
二等　普通品
三等　劣等品

第九條　製品の精粗は成工の際調査し十日間の成績に依り等級を昇降すへし

前旬の成績と後旬の成績と相均しく若くは粗惡の傾きあるものは之を注意し次旬に於て精好ならしむるの注意あるへし

製品の引渡は作業主任看守長受負人立會の上之れを爲すへし其出來榮の精粗に就き受負人より申立たる事項は之を摘記し等級昇降の材料となすへし

製品引渡の檢査には當該囚人を立會せ製作上の注意をなすへし

第十條　作業擔當看守女監取締は左の事項に就き常に注意し之れが取締を嚴密にすへし

一製品粗造に流れさるや否
一素品濫費の弊なきや否
一見本に違ひ手抜あらさるや否
一科程數量を增す爲め殊更に粗惡の製品を作ることなきや否

一徒らに早成を貴び使用し得らるへき素品を捨つるの虞なきや否

一作業器具器械の取扱錬熟に渉らさるや否

第十一條　作業擔當看守女監取締は製作上に付在監人に注意せし事項は注意簿に記入し之れか成績を明にすへし

授業手又は受負人代理人等より申立たる注意は其旨を摘記し相異の點は自己の意見を付記すへし

第十二條　作業主任看守長は十日毎に作業擔當看守女監取締より提出する成績に依り督勵の結果を典獄に報告し其優劣を比較し作業擔當看守女監取締を集め訓授すへし

第十三條　作業主任看守長は毎月督勵成績及製作上注意事項を表示し典獄へ報告すへし

第十四條　典獄は毎月一回作業主任看守長作業擔當看守女監取締を集め作業督勵及製作上の注意事項に就き訓授すへし

第十五條　科程及料定工錢は設定變更の際之を原簿に記入し其經歷を明にすへし

第十六條　現役百日に達し及等一科程に達するものは其人名を簿册に記入し等一科程に達したるものは作業種目別に毎月計表すへし

第十七條　作業主任看守長作業擔當看守女監取締の作るへき帳簿表式は左の如し

一　作業督勵成績報告表　（第六條）

一　科程及料定工錢表　（第二條）

一　作業督勵成績報告月表　（第十三條）

一　製作上注意簿　（第十一條）

一　製作上注意事項成績月表　（第十三條）

一　作業習熟期限簿　（第四條）

一　科程及料定工錢原簿　（第十五條）

一　現役百日に達し及等一科程に達したる人名表　人名簿及等一科程に達したる（第十六條）

第十八條　監獄作業規程第十條の科程及料定工錢表は第二號式を以て代用することを得

第四號

在監人食料表調製方心得

一　本表は日表月表及年表の三種とし日表は翌日、月表は翌月五日年表は四月十日までに調製すへし

二　前項に依り月表及年表を調製するの外分監を有する本監に在ては別に本分監合計の月表及年表を調製すへし

三　本分監合計の年表は四月十五日までに別記書式の米麥菜品繰越調書を添付し司法大臣に進達すへし

四　役業の種類に依り夜食を給する監獄に在ては食量別平均人員の下に夜食人員、米麥合算石數の下に夜食石數の二欄其他關係の各欄に夜食の行を設け凡て之を別計算にすへし

五　甘藷を米麥に混給する監獄に在ては米麥合算石數の下に甘藷の一欄を設け米麥給與石數以下關係の各欄に甘藷の行を設くへし

六　食量別の欄は一人一回の食量を掲け而て米麥合算石數を算出するには食量別各等の給與高を以て其食等の計人員に乘したるものを記載するものとす

七　食量別平均人員の欄は計人員を三分したるものを記載するものなれは一人に滿たさる端數を生したるときは三分三厘若くは六分六厘として計算すへし

八　減食は常食の部に組入れ記載すへし

九　病食は白米粥を給したるものを掲くるものとす

十　常菜及增菜の部は日表の外記載するを要せす

十一　石代、米麥價格、米麥一日一人の平均給與高、一日一人の平均食費の四欄は月表及年表に限り記載するも妨なし

十二　炊爨石數とは概算を以て當日分の所要高を炊爨したるものを云ふ

十三　給食人員累計の欄中米麥人員は食量別の常食及病食の平均人員、常菜人員は常菜給與人員中の平均人員、增菜は有資表者の計人員、麵麭人員は麵麭給與者の平均人員の累計とす

十四　自辨食中平均人員の算出方は第七項の例に依る

十五　米麥の品種を變更したるとき（內國米を外國米に挽割麥を丸麥に變更する場合を云ふ）若くは其他の事項は悉く備考欄に記載するを要す

十六　本表の用紙は半紙とす

在監人食菜献立表調製方心得

一　本表を献立の豫定と實給の二部に分つ

二　菜の献立は豫定の部に依り一旬日乃至一週間毎に調製すへし

三　菜の調理は概ね左の種類に分ち記載するを要す

味噌汁　醬油汁　煮付　煮染　燒物
直用物　揚け物　和へ物　鮨　煎り付
浸し物　湯出物　味噌菜　漬物

直用物とは養炙を要せすして其儘食用に供し得るものを謂ひ味噌菜とは豆味噌、胡麻味噌等の類を謂ふ

四　品名は別記の菜品類別表に列記しある普通の名稱を用ひ數量は總因に給する一回の給與總高を以て記載すへし

五　菜の所要額の欄は各品目毎に其献立期間の給與高を集計したるものを以て記載すへし

六　使用度數とは一献立期間内に使用する各品目の使用度數を云ふ

七　給與上の都合に依り献立の豫定を變更する場合は其日時、調理別、品目及數量を備考に記載すへし

八　病者の菜は健康者と異なるものを給するときに限り記入するも妨なし

九　本菜に添屬して漬物若くは胡麻鹽を給する場合は調理別の欄に其本菜の調理別を記するの外漬物付（胡麻鹽付）と付記すへし

單に漬物のみを以て一回の菜となすとき之に胡麻鹽の類を添屬したる場合も亦た前項の例に準す

十　肉類及魚類は甄別し易き爲め其品目のみを朱記すへし

十一　實給の部は毎日菜品の給與をなしたる時に記入し一ケ月終了の時は月計を付すへし

菜品類別表

類別	品目
肉類	牛肉　豚肉　馬肉　鳥肉　鶏卵等
生魚	鰤　鰯　鯵　鰺　鯖　鰹　小雜魚等
鹽魚	鰤　鰯　鯵　鰺　鯖　鰹　筋子等
乾魚	鰊（身欠）　干鱈　目刺　田作　數ノ子　小雜魚等
貝類	蛤蜊　蜆　其他一切の乾貝（但し生貝をは殻を除きたるものにて計算す）
野菜	大根　胡蘿蔔　蕪菁　牛蒡　蓮根　馬鈴薯　甘藷　里芋　長芋　慈姑　筍　芋莖　南瓜　胡瓜　冬瓜　夕顔　白瓜　茄子　芹　蕗　豌豆　隱元豆　紅豆　菜（間引菜、青菜、蕪菜、水菜、苣、菠薐草等各種の菜を合稱す）　鹽漬野菜等
乾物	切干　菜蔬　干瓢　干椎茸　羊羹　燒麩　湯波　素麺等
水物	豆腐　凍豆腐　油揚　雨龍　生麩　雪花菜　納豆等
海藻類	昆布　若布　鹿角菜等
雜穀	大豆　小豆　黒豆　蠶豆　豌豆等
味噌	
醬油	
漬物	澤庵　淺漬　菜漬　梅干　薤等
粉類	葛粉　澱粉等
胡麻	
香味類	芥子　唐辛等
脂肪	牛脂　豚脂　肝油等
出し類	牛骨　豚骨　鳥骨　魚骨等
油	

酢	
鹽	
醬油	
砂糖	

在監人菜品給與表調製方心得

一　本表は月表及年表とし月表は翌月五日年表は四月十日までに調製すへし

本表菜品類別の部の仕譯付屬表として別に給與明細表を調製すへし

二　前項に依り月表及年表を調製するの外分監を有する本監に在ては別に本分監合計の月表及年表を調製すへし

三　前項の年表は四月十五日までに食料表と共に司法大臣に進達すへし

四　菜品類別の部に在ては在監人に給與したる菜の菜品を集計して調製するものとす

五類別中の品目數の欄は一類別中に屬する各品目にして其月實給したるもの、品數のみを掲くるものとす

六　耕耘の收穫物又は飼養の豚豕若くは付屬の池沼より獲たる魚類等を菜品に供したるときは他より購入したるものと合したるものを墨書するの外尚其數量、品目數、價格の三欄には之を朱書するを要す給與明細表も亦其數量單價及價格を朱書すへし

七　單に病者にのみ限り給與したる菜品は其品目のみを給與明細表の備考に付記すへし

八　調理別の部に在ては其月中に給與したる常菜の菜品を式に依り分類し其給與度數を記入するものとす

九　肉類及魚類等に野菜其他の菜品を混交したるときの記入方は取交せ品種の主要なる部類即ち肉類若くは魚類の欄に組入れ又た貝類以下雜穀までのものを混用したるときは最末の貝類以下取交せの欄に組入るものとす

十　饅頭、胡麻、葛粉等の類にして用途の如何に依りて菜となり若くは鹽梅用品となるものゝ組入方は各其使用の目的に從て記入するを要す

十一　營養的混和物及鹽梅用品の各欄は現に其品物を使用したる度數を記入するものとす

十二　本菜に添屬して漬物若くは胡麻鹽を給したるときは計算より之を省き單に漬物のみを以て一回の菜としたるときに限り漬物の行に記入すへし

十三　三食の調理別の欄は朝晝夕の三食毎に調理別の度數を記入するものとす

注意事項

一　分監には其事務分掌を別て庶務警守醫務教務の四係と爲し第一課第三課に屬する事務を庶務となし第二課事務を警守に充て專ら事務の簡捷敏活を圖るの注意あるへし

二　看守部長は第二課に屬し看守を監督する上に就ては看守長の補佐と爲り一面看守の上席と爲つて戒護事務を掌るへきものなるが故に之を第一課第三課醫務所教務所等に專屬せしむ可からす

三　監獄所在地以外に於て看守募集其の他物品購入等の必要ある場合に於ては成るへく該地方監獄に囑託し吏員の管外出張を避け其の囑托を受けたる監獄に在ては出來得る限り便宜を與ふへし

四　監獄判任官轉勤の場合に於て事務引繼の爲に舊任地に出張せしむる向あり右は事務引繼を爲したる後に於て出發赴任せしむへし

五　略帽の裝式中帽釜と帽胴との縫合の中間に帽胴の白線と同色の白線を挿入し又は制服の地質襟章、袖章、釦の如きも往々違式に渉るものあり右は勅令に依り總て合式に調製する樣注意せらるへし

六　假出獄上申書中に刑期の違算、氏名の直違、同一刑期の共犯者ある場合に何等の記載なき爲め往々照會を要するの類あり右は共犯者に付ては未た申請すへき改悛の情なきや否を必す其追書に記載し氏名の相違あるときは何れを精確と認むる旨を附記し刑期の計算は特に精査すへし

明治三十四年典獄會議指示事項第七項參照

七　又同上の上申書中年齢の記載方何月生又は何年何ケ月と記載するものあり右は明治三十五年法律第五十號に依り何年何月何日生又は何年何月何日と記載するを要す又氏名の讀み難きものには振假名を施すへし

八　宮城監獄假出獄上申書中に重罪控訴豫納金免除の申請に對し不免除の決定ありたる場合に前判宣告の日より刑期を起算せしものあり右は明治二十四月十一年兵庫假留監の伺指令に前判宣告の日より起算すとあるに依りしなるへしと雖も其後明治二十五年十一月の同監伺指令には不免除決定の日より起算すと變更ありたるにも拘はらす或は明治二十五年十一月以前に入監したる重罪囚の中には前判宣告の日より刑期を起算し其儘に成り居るものなしとせす若し右等の重罪囚にして今猶ほ在監のものあらは總て此際調査の上指揮書の更正を各所轄檢事に求め不免除決定の日より刑期を起算すへき樣取計るへし

九　附加監視の起算方は區々に渉り主刑滿期の當日又は其翌日より起算するものあり右は滿期の翌日より起算するを要す

又其計算方法も或は月に從ふものと曆に從ふものとあり月とある場合には三十日の割を以て計

算するを要す

十　判任官懲戒上申文例は本年三月職參第二四五號を以て其概略を通牒し置きたるも可成其遺漏なきを期せんか爲めに左の如き認め方に依準せらるへし

看守長懲戒の件に付上申文例

某監獄(分監)(課所係長)

何級俸　官　氏　名

右者某年月日何勤務中の處某監拘禁の何犯何刑何年囚何某(何十歳何箇月)は同日午前後何時頃より何時頃迄の間に於て監内某位置の箇處を某器具を以て某方法に依り之を破壞し其間隙より脫監し該監より某方位の某距離を隔てたる某處に在りたる某物件を拔取り之を監の某位置に當る某距離の某墻塀に架し某々の手段に依りて其墻塀を踰越し遂に逃走するに至るを覺知せさりしものなり其證憑は別紙第何號手續書第何號贓面に徵して明瞭なり而して當夜の戒護は某監には看守某々何名を配置し何時間毎に巡回せしめ某看守部長をして何時間毎に監督せしめ本人即ち某看守長も某時刻より何回巡視監督を爲し某時間の巡視中某監區擔當の看守部長某か某墻塀の下に於て某々物件の投棄しありたるを發見したる旨申告を受けたるに付直ちに現場に臨檢したるに某局處に於て何々の異狀を認めたり於是某看守長は各吏員を指揮して臨時各監の狀況を搜檢せしめたるに某監拘禁の某々囚等を見當らさるのみならす前顯破壞の箇處及其傍らに長何寸の鐵片何個を發見したるより急を本官(典獄)に報告したるを以て即時登監敏速追跡の手配を爲したるも未た捕に就かさるものなり其證憑は別紙第何號手續書參考書等に徵して明瞭なり

右の事實を查明するに某囚か監房破壞の用に供したる某鐵片は監外に於て何れよりか拾取り之を監内に包藏し置きたるものならむ且破壞の箇處は其位置房内の北隅に位し夜間は燈光十分に透徹せさるを以て監前の視察孔より一見したるのみにて監後に廻り之を視察せされは容易に發見し難き狀況なり然れとも斯る小鐵片を以て斯く破壞するまてにはゆなくとも三十分乃至一時間の時間を要すへき筈なれは果して擔當看守及某看守長等の巡廻又は監督にして各本人等の云へるか如き時間に違はす正確に監房の前後を視察したらんには必しも之を發見するに難からす其發に至る能はさりし所以のものは擔當看守及看守部長は勿論某看守長か其巡視の際監房の後方に際注意せさるのみならす猶ほ前日監房檢查の際に於ても其監督を怠りたるに職由するものと思料す

以上の理由なるを以て看守長某の所爲は文官懲戒令第何條何項に該當するものにして同第何條何號及同第何條に依り譴責減俸(何ヶ月間月俸何の幾許)免職に處すへきものと思料致候條左記證憑書類相添へ此段及上申候也

年　月　日

某監獄

典獄　何　某　印

大臣　宛

十一　官吏の疾病に依る辭表は一に醫師の診斷書を證とし決定せらるへきに就き其の診斷書には病名原因經過現症療法豫后の各項詳細記載し到底職務を採るに堪へさるものとの斷定ありて引續其職に堪へさるものと認むる者に限り進達せらるへし

十二　囚人懲罰事犯に付懲罰を引續き執行する者は往々其の最長限度を超過するものなきに非す監獄醫の診定に依り一日若くは數日の間隔を經て之を執行するの注意あるへし

十三　懲罰執行後の作業及糧食は一に醫師の診定を待て之を科し若くは給與すへきものにして醫りに原役若くは原食に復せしへきに非す此點に就て一層の注意あるへし

十四　囚人監房の變換は重大なる事項なるにも拘はらす往々之を看守部長受持看守に一任するものあるか如し右は典獄の決定を待て之を行ふへし

十五　囚人の再入調特徵調に就ては往々粗漏の嫌なきに非す再入者に就ては一層深く之を看破せんことを努め其の特徵調に就ては獨り入監前の特徵を揭記するのみならす入監後の異動に就て

も亦摘記するを要す

十六　在監人所有の書籍表紙に紙片を貼付し其の番號氏名を記し之に檢印を施こし以て一見其の所有者の何人たるかを監督するの便に供するものあり之か爲めに往々書籍の價値を損することなきに非す此點に注意を加へ紙片を貼付するの必要あるときは表紙裏面に一小紙片を貼付し番號を記すへし

十七　監房内に備付けある在監人遵守事項の一小冊子は往々破損若くは垢染讀むに堪へさるものあり成るへく注意して是等は速に引換の手續を爲し尚監房備品の置き場所等に就ては常に之を一定せしむるを要す其一定の方法として圖解其他の方法に依り在監人に注意指示する所あるへし其の他各監獄に於て在監人に遵守せしむへき必要の事項と認むるものあらは之を遵守事項（小冊子）の内若くは別冊として常に監房内に備付くへし

十八　假出場規則は追て何分の改正あるへき筈なるも若し假出場を許すへき見込あるときは一件書類を添付し大臣へ稟請せらるへし

十九　在監人用發信書の一部には大凡そ左の例に依り注意書を印刷し置くへし

例

注　意

一手紙はすへて官吏の檢閲を經たる後にあらされは差出し若くは在監人に與ふることなし

一在監人に宛て手紙を差出さむとするときは讀み易き樣文字を記し差出人の宿所姓名を明かに記すへし其の宿所姓名の明かならさるものは在監人に與へす

一在監人に面會を願出てたるときは日曜祭日を除き毎日午前八時より午後四時迄の間に於て用事を聞糺したる上許すへし

一子供の面會は子供の爲めにも不爲めなれは許されざる場合もあるべきに依り成るべく伴れさるを可とす

一面會の時間は三十分を限りとす場合に依りては一時間の面會を許すこともあるべし辯護人の面會は此の時間の制限なし

一刑事被告人懲治人への差入には書籍用紙着物寢具牛乳雞卵食事とす

一囚人への差入は書物用紙郵便切手金圓とす

二十　在監人の危篤通知は其の親屬の明かなる者に對しては直接之に向て發送すへし各監獄の取扱方一に市町村役場の手を通知するの慣例なきに非す注意すへし

二十一　用紙の使用方各監獄區々に渉るを以て自今は左記の通取扱ふを要す

一　本省に提出する書類は凡て美濃罫紙を用ゆること其他の往復書類には可成半紙罫を用ゆること

一　調査を要すへき照會に對する回答の別紙は可成罫紙に記載し美濃白紙の類を用ひさること

一　美濃版罫紙の寸法は縱七寸二分横五寸半紙版罫紙は縱六寸六分横四寸二分とし行數は何れも十三行刷色は赤とす（寸法の計算は凡て輪廓の内線よりとす）

一　全紙を用ふるの必要なきときは凡て半枚摺罫紙を用ふること

一　半枚摺罫紙の監獄名は欄外右傍の下部に刷込むこと

一　封筒は大中小の三種とし大は縱一尺四分横四寸中は縱七寸七分横二寸九分小は縱七寸一分横二寸六分とし可成漉返紙若くは反古紙を用ひ又裏面の左方の下部に何々監獄用紙の印を押すこと

二十二　作業種目は三十四年九月監甲第二九一號通牒及其以後追加したるもの、外單獨に增設し若くは列記の順序を變更すへからさる筈なるに往々にして監獄限り新種目を增設し或は順序を變更して記載せらるゝ向あり將來增設を要するときは其都度本省主務局に打合せ又順序は記載の外變更せさる樣注意あるへし

二十三　仕拂豫算增額請求の場合は必す三十四年

一月司法省監甲第二三號監獄局長會計課長通牒に基き計算書を提出せさるへからす然るに往々右計算書を提出せす或は增額を要する目のみ揭上せらるゝ向ありて調査上差支勘からさるに依り將來遺漏なき樣注意あるへし

二十四　各地方の疾病は氣候其他の關係に依り各疾病の數異なり且つ藥品療養品の價格も又高低あるは免れさるか故に必すしも療養に要する費用の均衡を保ち難きを認むると雖も假令は實際使用せさる多額の藥品を購入し或は食菜として給與すへきものを療養費を以て支辨する等其整理を誤る爲め著しく療養費を增加せしものなきにあらさるか如し豫算に於て指定せられたる程度より著しき增減なき樣注意あるへし

二十五　殘飯は味噌醬油又は被服類洗濯の材料或は豬其他監獄需用に利用の道を講して經費の節約を圖るへし

二十六　各監獄に於て不要に屬する反古紙屑類或は證憑の如きは抄紙の材料に適するに依り可成之を抄紙作業を施行する監獄へ保管轉換の手續を爲し一面各監獄需用の用紙類は製作監獄より供給し經費節約を圖るの注意あるへし

二十七　本分監の間に於ける在監人の押送は可成本監の職員を以て之に充て而して押送吏員は萬已むを得さる場合或は看守十名以上又は押送の時機に於て他の用務を辨する必要ある場合の外は漫りに看守長を派遣せさるの注意あるへし

二十八　從來廳府縣官報々告主任より官報局へ報告し來りたる事項中報告例及其他の規定に依り大臣へ報告すへき事項は官報々告として提出に及はさるものとす

二十九　月報第二表及年報第二十二表の罪名は刑法の節に依り記載すへき旨趣なり（風俗を害する罪、謀殺故殺、竊盜放火を除く）例せは毆打創傷に毆打致死を包括して揭載するの類なり

三十　刑事被告人にして懲治場入の言渡確定したる時の出監小票は出監事由中徒刑以下受刑の目に依り整理し欄外に懲治場入の者なる旨を附記し尙報告例年報第九表には徒刑以下受刑の項に×印を附して別記し受刑者と區別するへし

三十一　第二十九表出監（場）未丁年囚幼年囚懲治人教育の結果表幼年囚にして在監中滿十六歲に達したるときは就學後の結果を調査し更に丁年に達したる時或は滿期出監の時未丁年囚として就學後の結果を更に調査し記入するの旨趣なり

三十二　在監人病者死亡者病名表の病監患者及休役患者の記入方は說明第二項に依り記入すへきものと雖右は一例を揭けたるに過きさるを以て病監患者にして回復期に直に就役患者となり或は又休役を經就役患者となる場合に於ても轉歸せさる間は各別に揭載すへきものに非さるを以て均しく病監患者にのみ一と揭け延人員は通算すへき旨趣なり休役患者も亦此例に準すへきものなりとす

三十三　在監人作業延人員及工錢表の延人員の記載方は一位以下の小數は四拾五入し一位に止むへきものとす

三十四　囚人にして餘罪發覺の爲め他管へ押送の時は統計小票の調製方は先つ囚人の出監小票（拘置監へ押送票）を調製し同時に刑事被告人の入監票並に刑事被告人の他管へ押送の出監小票を調製して整理すへきものとす

三十五　報告例年報第十七表新受刑囚人の宗教表中雜敎中に往々天理敎黑住敎等を合算するものあり神道中には神道（天理敎も神道の內とす）大社敎、扶桑敎、大成敎、實行敎、黑住敎、修成派、神習敎、御嶽敎、祓敎、神理敎、金光敎を合記すへきものとす

典獄會議注意事項（追加）

明治三十六年四月

三十六　從來人民より借用せる土地にして假かに買收難相成者の借地契約は分賦據算內にて支辨し得る見込あるときは引續き契約締結せらるゝも支障なかるへし

但本項の場合に於ては屆出を要す

三十七　民設建物は襃の通牒に對し夫々處分しつゝあるは勿論なれとも其建物の朽朽せるものは寧ろ取拂を命したる方可なり買收して費用を要するものは購求せさる方針なり

三十八　經常修繕費は重に建物保存に關する經費に充つるの目的なるを以て屋根瓦、外部壁下見等の修繕に注意し室内模様替の如きは加工に先ち其利害得失を考慮し典獄交代毎に其模様を變更する如き無益の勞力費用を費さゝるとに注意ありたし

三十九　監獄附屬の官舍は官舍貸渡内規に據り處理すへきものに付保存上必要なる手入は一切居住人の自費に屬すへきものなるに紙張障子の紙の官費にて支辨し又電燈料を官費支出し庭園の樹木を買入修繕費にて支辨するか如きは尤も注意ありたし

本會總會事務報告

○石澤委員挨拶

一寸開會の御挨拶を申上げます、今回諸君の御上京を機と致しまして、茲に本會の總會を開くに至りました、此老後の身を以て再び會同の諸君に御會見申上るのは此上もない榮譽でございまして、私の幸福と致します所でございます、扨て私も委員の職を辱ふして居りまする以來、どうやら斯うやら會毎に出席を致して居りまするけれども、素より老耄の體軀を持ちまして、徒らに志のみはあれや是やと存しまするけれども最早四肢精神共に困憊致しまして何事も意の如くならぬのでございます、唯僅かに委員諸君の末班に列しまして御鄙間ながら責塞いて居るやうなことで、實に慚愧に堪へない次第でございます、

偖て監獄官制の發布は一層僚友諸君即ち本會々員の結合を固からしめ、其親睦を厚からしむる關鍵となりましたと存じます、それと申すは是までは同し監獄でも集治監とか地方獄とか云ふやうに名稱も分れて居りまして、集治監は御承知の通り司法省の直轄でありましたけれども、地方獄は地方官の羈絆を脫することが出來なかつたのでございます、夫故に間に物が一つ挾つて居るやうな譯であつたのであります、然るに此度の制度に於きましては一身同躰實に種變りとか云ふことでは少しもないやうになつたのでありまして、少しも交りのない所謂水いらずと云ふとになりましたのでございます、夫故に從來よりは會員諸君尙一層の胸襟を開いて親睦を厚からしむると共に互に相結合して離隔心を除去して仕舞ひ、親切を盡して相注意仕合ひ戒飾仕合つて其素行を正しくし、共に扶け合つて誤を少からしめむやうに冀ふのでございます、他の社會に於ては種々な事がありますけれども、此監獄社會に於ては他の社會をして一指をも染めしめざるやうに致したいと存ずるのでございます、其御覺悟は充分御決心を御ぎたいのであります、此點に付ては曾て會頭閣下よりも縷々訓諭せられた所でございまするから其趣旨を充分御服膺になつて敢て怠ると云ふことのないやうに偏に希望致しまするのでございます、て本會の事務の事項に就きましては夫々委員からして御報告を申上げることでございます、尙ほどうか右の報告に付きまして御意見のございまする御方は夫々御氣付の點を御腹藏なく御注意下さるやうに願ひます、又總會の施行順序は豫め會員諸君に御配付申上げてある筈でございますから御承知のこと、存じます、誠に老人の繰事言語も明晰でありませぬで御聽惡くうございましたらうが、唯御挨拶を一通り申上げることでございます、

○事務の報告

小河委員長

私も一寸事務の大體の報告を致します、昨年は御承知の通り總會を開きまするとが出來ませぬ事實でございまして、隨て今日茲に報告致しまする事柄は、一昨年の總會以後今日に至りまするまでの間の經過でございます、格別著しい出來事もなかつたのでございますが、要するに會員の數に於きましても著しき增減もございませず、殊に段々地方部長諸君の御盡力に依りまして略ぼ會員も固定になり且つ會運も段々盛んに赴き基礎も強固になつて參りました方でございます、規定に依りまして例月發行する所の雜誌及毎月開きまする所の茶話會も相變らず續いてやつて居りまするので、是等の點に付きましては總て都合好く運びつゝあ

る實況でございます、

會員の總數は目下の名簿に掲げてありまする所の者が壹萬八百七十七人と云ふ數になつて居ります、尤も此度官制實施の結果に依りまして幾分か會員の減少を見るに至りましたので其數が凡そ二百十三人程あります、尤もまだ二三の地方から報告に接しませぬ故にも少し殖へるかも知れませぬが、殖へましても恐らくは二十人内外であらうと思ひます、即ちそれ丈が減少を見るに至りましたのであります、是は官制實施の結果看守などの數の上に響を生じたものと御承知を願ひたい、此壹萬八百七十七人の内で監獄官吏に屬する者が壹萬四百七十四人、監獄以外即ち司法官であるとか或は辯護士、又段々地方部長の御盡力に依りまして地方の有志者などで入會した者が殖へて參りました、其數が四百三人ございます、又此監獄當局者の壹萬四百七十四人の内で通常會員が九千九百七人、維持會員が五百六十七人であります、此維持會員も段々御盡力に依りまして增加を致しつゝあるのでありますが、尙は此際特に御願致置きたいとは、色々地方に依りまして區々になつて居るので、非常に多數維持會員になつて居らるゝ地方もありまするし、又所に依りましては尤も一二箇所に過ぎないのでありますが、典獄を始め各課所長に至るまでも其監獄に一人の維持委員も見て居らぬと云ふ所が一箇所あります、其他に付きましても典獄各位は無論維持會員になつて居られます、が、極く少ない所もありまするし、又殆と判任官以上の人は殘らず維持會員になつて御居での地方もあるのであります、又此維持會員の會費は御承知の通り三十錢以上と云ふことになつて居りますが、是も實際に於きましては區々になつて居りまして、或は維持會員として卅錢の所もあり又典獄で維持會員となつて居らるゝので一二箇所では毎月一圓以上も御出金になつて居らるゝ方もあるので、所に依りましては五十錢三十錢と云ふやうに是も大變階級が立つて居るのでありますが、成るべく御協議の出來る範圍に於きまして典獄諸君の御出金の額は凡そ一定に出るやうに致したいと思ひます、中に毎月一圓以上も御出金になつてゐる實況でございます、

會員の總數は目下の名簿に掲げてありまする所の者が壹萬八百七十七人と云ふ數になつて居ります、尤も此度官制實施の結果に依りまして幾分か會員の減少を見るに至りましたので其數が凡そ二百十三人程あります、尤もまだ二三の地方から報告に接しませぬ故にも少し殖へるかも知れませぬが、殖へましても恐らくは二十人内外であらうと思ひます、即ちそれ丈が減少を見るに至りましたのであります、是は官制實施の結果看守などの數の上に響を生じたものと御承知を願ひたい、此壹萬八百七十七人の内で監獄官吏に屬する者が壹萬四百七十四人、監獄以外即ち司法官であるとか或は辯護士、又段々地方部長の御盡力に依りまして地方の有志者などで入會した者が殖へて參りました、其數が四百三人ございます、又此監獄當局者の壹萬四百七十四人の内で通常會員が九千九百七人、維持會員が五百六十七人であります、此維持會員も段々御盡力に依りまして增加を致しつゝあるのでありますが、尙は此際特に御願致置きたいての御方などは餘程御迷惑であらうと御察しを致して居ります、是は三十錢の所が澤山ありますので、三十錢出して居らるゝ方もあり一圓以上も御出しになつて居る御方もあるやうに區々になつて居りますから、是等も何か御協議が纏りましたならば、徒らに御負擔を重くするも御迷惑であらうと思ひまするから、平均して五十錢なりと致しましたならば、會の爲めにも大に宜からうと云ふ考を持つて居ります、それから今申しました通り一監獄で典獄始め維持會員になつて居らぬと云ふやうな向が一箇所あるのでありますが、成るべく此課所長の方は御迷惑にならぬ限りは維持會員に御勸誘を願ひたい希望であります、それから監獄の以外の四百三人と云ふ内に通常會員が二百九人維持會員が百九十四人あります、維持會員の内には一時出金の分即ち一時に拾圓納めまするが、此方て維持會員になることになつて居りますが、此方て維持會員の資格を持つて御居ての方が三十九人あります、尤も此三十九人の内過半數は大分縣の故小野典獄の存生の時分御盡力に依つて廿人以上の會員が大分縣に出來たのであります、段々御經驗もございませうが裁判所部内の人とか或は辯護士であるとか又地方の局外の有志の會員になる人は毎月出すのは隨分うるさい或は又人に依りましては隨分他に轉々される人もありまするので、毎月出金して居るとツイおつくうがられると云ふ風で遂になくなつて仕舞ふことになるので、成るべくは此局外の人で會員になる有志者は拾圓以上の出金者として御扱ひになるやうに希望するのであります、尤も一時に拾圓を揃へて出金することに或は御面倒の事情がありましたならば、御便宜に依りまして三回なり二回なり月を隔てゝ徴收になつても宜からうと云ふ考を持つて居ります、尙ほ將來に於きまして此局外者の會員を御勸誘願ふと共に、便宜一時出金の方の御扱になすつて下された方が、手を省く上に於ても、亦本會と永く結付を付けて置くことに付ても餘程都合が好からうと思ひます、どうか此局外の方に於ての御勸誘は一層御盡力を願ふと共に其方で御計ひを願ひたいと思ひます、

それから一寸此際申上げて置きたいのは會員の整理に付きまして他へ轉住でもすると云ふことになりますると、其行先がまるで分らなくなつて仕舞つて、結付が切斷するやうなことがありまするので、隨つて會費の徵收などの上に付いて大分差支を生しまする故に、局外の分に對しましても名簿を御作り置きを願つて、能く其行先などを御取調下すつて、他に轉任でもして行かれる場合には其先の地方部長の方に御移牒下さるやうに御計ひを願ひたいのであります、

それから茶話會も段々毎月開いて居りまして是は重に監獄學校へ入學になつて居りまする學生がいつも見へまするので、學校教育の上に對しましても此茶話會なる者が間接に餘程力を盡して居りまする、例年慣例に依りまして始て此方らに出て參りまする時分と卒業して歸りまする時分には、ざつとした歡迎會、送別會を開くことにして居りまして、其場合には學校の講師なども招待致して講師と生徒の間の結付を個人的に付けることは力を盡し又効が見へて居るやうに考へます、茶話會の外に昨年裁判所長及檢事正の會同がありました場合に此會堂に兩方の人が集りまして非常な盛會でありました、其時分には會頭からも精しい演說がありましたし、段々檢事長などの間からも監獄に關する意見も出て是も一の監獄と司法部内とを結付ける餘程道具になつたらうと思ひます、それから委員會も例月毎回此所に集りまして開いて居るのであります、

其外規則に依りまして功勞のありました人に相當の紀念品を贈りまするることも或はクルーゼンの歸りまする時分も段々御相談を致しまして紀念品を贈りまして本人からも非常な喜びで歸國の上も鄭重な禮狀も參つて居る次第で、詰り外國教師に對して非常な喜を以て國へ歸らせることが出來ましたのであります、尙ほ此外に事務所の事でございますが、段々諸君の御盡力に依りまして建築費は集つたのでございます、尙ほ集りつゝあるのでありますが、實はモウ疾うに地所も撰定致しまして相當の建物を建築する筈でございましたけれども、此建物の事に付きましても色々地所などの都合がありまして、實は此監獄協會の建物其儘を讓受ける考で色々交渉致しましたけれども、御承知の通り會計法なり色々面倒な事情がありまして何分捗が行かなかつたのと、又一面には此地所を撰定するに付きまして、東京は廣いから何所にでもありさうでありますけれども、何分當つて見ますると長し短かして、私共種々奔走して見たのでありますが、殊に此移轉地の事に付ては藤澤委員が專ら其衝に當りまして非常な御盡力を煩したのでありますが何分適當な地を見出すことが出來ないので今日まで遷延致しましたので、誠に遷延の次第は委員として私共諸君に對して恐縮の至りに堪へないのであります、一方では頻りに寄附金の募集を早く願ひまして、寄附金は集つて居るが建築が成功しないと云ふ次第で、如何にも我々共顧みて汗顏に堪ぬのでありますが、前申しまするやうな事情で漸く運が付きまして幸に此建物も司法省から讓受けることに相談が略ぼ確定を致し、地所も漸く飯田町六丁目で丁度飯田町のステーションに最も近接しまする平坦なる至極便利の好い所に三百四十坪の地所を得ることになりました、其價は凡そ八千八百圓と云ふことでありまして愈々今日契約を定了致しましたやうな次第でございます、其地所をこちらに引渡を受けますのは七月中旬までと云ふことになつて居りますが、一面此建物を解崩しまして あちらに運搬して建てるのでありますから着手は來月頃から致しまするけれども、多分秋の頃には落成を見るに至ることが出來やうと思ひます、て多少建物の規模を變へましたならば講堂も廣くすることが出來まするし其外都合の好いやうに致したいと思ひますが、要するに出來ました以上は成るべく之を監獄同僚の機關に致しまして、俱樂部樣にして、在京の會員は世論のことつて、充分休息をされる傍ら色々の便宜を得られるやうに致し、場合に依りましては浴室なり或は寢具なども多少用意致して置きまして、宿屋に御泊りになりまする繁を省いて不完全ながら事務所の一室に御起臥の出來る程までに致したいと云ふ考を持つて居ります、必ず其設備は出來るもので

あらうと考へます、要するに一の倶樂部に致しまして、監獄官吏が職務の餘暇に其建物を利用して互に懇親を結び研究する所の場所に供したいと云ふ兼ての希望であります、其方に成るべく都合の好い設計を致す考で、今司法省の營繕課に居られる專門の技師に設計を依頼致してあります、尚ほ兼て御通知申上げました通り、地方部では色々御手數を掛けて居るのであります、隨つて種々費用も掛りまするのでありますから、御集めになりました所の會費の十分の一を地方部に御預りを願つて其内から適宜御支出になるやうに既に御通知申上げて置きましたが、どうしても充分主任の方が力を盡して下さるに就ては其人の懷ろまでも傷めると云ふことは甚だ迷惑の話でありますから、出來る丈の便宜を講じなければならぬと云ふのでさう云ふ議決をしたのであります、往々地方部から御書面で當部に於てさう金は要らぬ、郵便税なり便賃なり筆墨費があれば宣いので、十分一は要らぬから實費丈差引いてあとは送るから保管する必要はないと云ふて御照會の向もあります

から、必ずしも是は要つても要らぬでも十分一御使ひ下さいと云ふとも會の經濟からさう云ふ計ひも出來ませぬので、今申上げたやうに地方から御照會になる分に對しては其御計ひに願つて、必ずしも十分一御預りを願ふのでなく、御入用丈引まつてあとは總てこちらへ御送り下さると云ふことも御同意を致して居るやうな次第であります、それから十年皆勤廿年以上同一職務に勤續して居る人などは實に精勤の者であつて誠に敬服する所でございます、又斯道に功勞の多い者であると云ふことを認めまして、何んとか是れは規則にもあるのでありますから、相當の彰功をしなければなるまいと云ふことから評も評議も重ねまして資格ある人を御調査を願つたのであります、其結果今度彰功狀及銀製のメタルを作りまして之を御配付致す考で居りますが、地方部長各位御歸りの上で御手渡しを願ひたい考であります、それから文書の授受件數は四千何件と云ふ數であります、是等の事は格別必要ないことでありますが、追々會務が擴張して參るに隨つてナカ〳〵書類の往復が頻繁になつて參ります、普通の文書ですら此通りであります、殊に會計の方は藤澤君が御主任で一人の助手が扱はれて居るのであります、事務の殖へますのは畢竟會務の擴張に伴ふ結果でありまして、要するに會全體の運命は御盡力の結果益々鞏固に盛大に赴く方でございます、尚ほ將來に於きましても地方部長各位の一層の御配慮を煩したいと考へます、

○會計の報告

藤澤委員

私は會計の事を申上げます、是は御銘々の御手許へ大體を摺物にして差上げてございますから、御覽下さればお分りにならうと思ひますが、私が此會の會計の事を引受けたのは一昨年の九月でございました、其時から昨年の三月までの分は十月の雜誌にありますから御承知のことゝ思ひます、併し尚ほ念の爲めに一昨年の九月からのことまでも併せて書いてございます、一昨年の十一月に若山君から引繼を受けました時には殘金が七千二拾圓餘ありました、爾來今日まで會の經常費の殘金が壹萬五千餘圓で、凡そ壹ヶ月に平均五百六拾六圓餘の增殖になつて居る勘定になります、尤も其内には預金の利子も這入つて居りますが是は些かのものであります、會員の數は一昨年から見ると三百人餘減じて居ります、此重なるものは臺灣の監獄の廢合と内地の衛戍監獄の廢された結果が重なる會員の減數になつて居ります、尤も今度の官制の結果として今小河委員の御報告申しましたやうに少々の減じはあると思ひます、是まで發行した雜誌は場合に依つては八錢掛つたこともあり六錢位で出來たこともあつて之を平均して見ると一部六錢九厘四毛になつて居ります、それから會員の退職死亡、是が一ヶ月に平均しますると七拾九圓餘に當ります、人員が三百七拾二人て一人の贈與金は平均四圓八錢に當ります、報酬金は會の書記又は臨時に投書を願つた方に向つて報酬を致したので九百拾四圓、是を一ヶ月に平均して見ると四

拾八圓餘になります、扉絵は會の小使と書記の補助の人に與へたのであります、贈品代は西鄉侯爵の薨去の際に會から花を贈りましたのと貴族院議員の小原重哉君が亡くなられた時贈つたのと此會の茶話會の時講話を願んだ人に謝禮をしたのであります、知名の人が講話された時分には凡そ八圓から拾圓位の標準で物品を贈ると云ふことにして居ります、接待費は監獄學校の教師のクルーゼン氏の送別會、又今小河委員より報告の昨年司法官の重なる人を呼んだ時の費用で先づ大體支出の部は斯樣になつて居ります、會費の徵收は近來は皆さんの御心配で格別延滯もございませず、先づ長いので三ヶ月位後れて居るので大抵一二ヶ月位に御送附下さるやうになつて居ります、尤も或一二の支署又は衛戍監獄の如きは八ヶ月から十ヶ月位滯つて居る分もございますが、是は一ヶ所で五部か七部位の雜誌の配付の所でありまして、大抵は二ヶ月後れても三ヶ月内には御送附下さるとになつて居ります、報告書にございまする通り此二ヶ月三ヶ月の會費の未收入が二千餘圓あります、又今小河委員の述べられた通り維持會員中でも壹圓餘も御出金の御方もあり或は三十錢の方もあり之を維持會員通常會員平均して見ると一人が十二錢九厘の出金額になります、で雜誌一部の發行費が九錢九厘四毛掛りましてそれに色々の雜費二錢二厘と一月から會費の一割を地方部に御引去になる分を合せますると丁度拾錢四厘四毛になります、之を拾二錢九厘から差引きますると、全く一人に付て二錢四厘九毛が本會の貯蓄になる勘定であります、

序でながら御話して置きまするのは、一月から會費の一割を地方部の費用として御引去を願ふことになつたに付ては、是まで郵便稅等を會費から御引去になつたのは矢張其一割の内から御支出を願ふやうにしたいのであります、さうでないと兩方で郵便稅を差引くとか御互に手數の掛かることでありますから其一割の内から爲替料、郵稅等を御引去を願ひたいのであります、今日では多くさう云ふ風になつては居りますが、矢張從前の如く一割御引きになつた其外から爲替料、郵稅等を御引になつて御遣しの所もあります、是は御含置を願ひたいのであります、

それから建築費は報告書にございまする通りまだ支出は致しませぬ、此地所の事は重に私が昨年の五月以來適當の場所を見出して呉れと云ふことで奔走致したのであります、是丈廣い場所であるから三百坪や四百坪の場所は直きに得らるゝであらうと云ふ初めの考でありましたが、何分にも實際買入れやうと云ふことになると、場所は番町飯田町富士見町の内で三四百坪の地所を求めたい考であつたのであります、所が何れも家屋の建たない空地と云ふものは少ないので、殆と無いと云ふてよいのであります、て家屋の在る場所は其借地人との交渉が頗るむつかしいので漸く地主の方に相談が出來て居つても借地人に相談して見ると不當な移轉料を請求すると云ふ有樣で其爲めに破談になつたことが數回に及んだのであります、普通の賣買てあれば買受けて置いて借地人に立退を請求してそれに應じなかつたならば裁判所に訴へて一年間に立退かせることも出來ますが、何分會頭即ち司法大臣の名を以て裁判所へ立退請求の訴を起すと云ふことは到底出來ないことでありますから、已むを得ずさうなつて來ると斷つて又他を探すと云ふ有樣で今日まで適當な地所を求めることが出來なかつたのでありますが、漸く近頃になつて小河委員などの御心配で飯田町六丁目三十番地でステーションに面した所に三百四十坪許の地所を求むることになつて、今朝假契約を結ふことに運んだのであります、會計の事は長くしますると餘り管々しうございますから大體の說明に止めて置きますが、差上げてある報告書で御分りにならない廉は御尋があれば申上げることに致します、

雜報

○雇員の賄料

雇員は今回官制の施行に伴ひ監獄に於ては之を廢したるも尙本月末日迄は其の猶豫期間を存する所にして右賄料の規定は旣に訓令を以て廢したるも依然一夜七錢の割合を以て支給すべき筈なりと

○囚人の增加並に其押送に就て

各監獄の在監人定員を定められたるに就て監獄に於ては其定員超過の故を以て押送の旨を其筋に向て上申せらるゝ向あれども本省に於ては僅に定員を超過したるが故に直に押送するが如きことなき趣旨にて約定員の二割迄は他に特別なる事情なき限りは押送せざる筈なりと謂ふ

○看守の勤續

本年四月一日新官制施行と同時に依然看守を勤續する者は看守の勤續年數として通算し其利益を享くるの外退官賜金を受くること能はざる筈なりと謂ふ

○看守の點檢訓授に就て

看守の訓授點檢は第二課の主管に屬する事項にして一課若くは三課勤務の看守も矢張點檢訓授に就ては二課長の指揮監督に從ふべきやと謂ふに就て多少の疑ある向なれども右は總へて二課長の監督に屬すべき解釋なりと謂ふ

○情願簿の記載例

例へば囚人に於て書籍若くは郵便切手購入の情願あるときは看守は其旨を報告竪若くは其他の方法に依り之を看守長に申告し看守長は情願簿情願の要旨の欄に記入し之を領置金主任者に交付し主任者は備考欄に所持金額と之を揭げ典獄決定の參考に供し典獄は決定欄に許可若くは不許可と記すものとす但書籍購求の如きは敎誨師の意見を備考欄内に揭記するものとす、許可せられたるときは其旨を本囚に通じ購求願を呈出せしめ早速購入の方法を採るものとす

尙一例を揭げて之を示さむ例へば監視執行地の件に就き一課長に面接を願ひ出でたりとせば一課長は決定欄に某地某方の旨申立てたり照會を要すとの趣旨を記し一應典獄の檢閱を請ひ早速照會の手續を運ぶべし其外また備考欄内に某日照會せりとの旨を記すも後日の便ならむ

情願簿は囚人の情願に係る細大の事故を網羅するの趣旨なれども或は普通の發信等機宜の處分を爲し得べきものは心ずしも之に揭載の勞を採るを要せず、事の多くは事實面接を願ひ出でたる者に對して之を利用する至要の帳簿なりとす、囚人の情願は成るべく當該官吏に於て之を聽かむことを求むると同時に本簿は常に其坐右に在て獄事改良の材料と爲り若くは個人的性情を看破するの記錄と爲つて運用の妙を顯はすものとす、聞く所に依れば外國の監獄に於ては情願簿なるものに甲乙の二種あり、一は巡閱官の情苦を錄取するものにして一は即ち官吏の面接情願に係るものとす、我國に於ても此巡閱官の情苦の爲めに特別に各監に於て情願簿を作製し置くの必要あるべし、即ち此情苦は獨り巡閱官の爲めのみならず常に監獄に備へ置くを以て一面當該官吏の參考と爲り且又時を異にし人を異にしたるの巡閱官の來監に際しても前後對照するの便あるべきは勿論なりとす

○本會總會の順序

客月廿六日午後一時より本會總會を開きぬ石澤委員の開會の辭に次て小河藤澤兩委員の事務報告あり、了つて會則改正の議を決定し會頭委員長の選擧に移り茲に總會を閉ぢ、後會頭の挨拶に次て松平男石渡民刑局長の有益なる演說ありて會員は各自茶菓の筵に侍せり、全く散會を告げたるは午後五時頃なりき、來賓は總務長官野崎檢事總長石渡久保田兩局長前田地方裁判所長川澄檢事正尾立檢察官栗本庸勝大草惠實其他司法省の高等官にして出席員は各地の地方部長を始め無慮二百有餘名の盛會なりき

○第二回練習所同窓會

典獄會議として監獄官練習所第二期生の多數上京せられたるを好機とし同窓生諸氏相集りて筵を赤坂八百勳樓に開きぬ、客月二十八日のことゝて晴天麗かに綠葉猗々として翠色滴る計りの庭園臺榭の中に宴を張り午後五時より開會の期と定めたりしも四時退廳後より押懸くる者もありて五時半には既に來賓も盡く集まりたれば拯盤の席に列なりぬ、此日來賓として列席せられたるは石澤舊所長小河事務官印南局の三氏にして席上本名瀨典獄の鄭寧なる開會の辭あり次て石澤氏小河氏の答辭あり互に胸襟を披て綾瀨の懷舊談を試みぬ、今日何れも地方に散在して同窓打寬ぎて縱談するの機會もなかりしが久振にて各自十二分の歡を盡くしたる者の如く席上或は獄制談に渉りて熾に階級制

の可否を論ずるあり或は臺灣監獄談若くは風土談も起りて談笑時を移しぬ、殊に石澤翁は頗る喜祝の情を滿面に堪へて矍鑠たる身軀を以て後進者に向て予が如く健在なれとの意を默示し小河氏の諄々として弟子を誨ゆるの情は一層の親愛を增したるの心地にや、將に其席を辭せむとするに當ては何人の發議もなく期せずして兩氏の胴上万歲の聲はさしもの大廣間を感動しぬ、此種の會合の如きは寔に近年得易からざるものにして予の實に永く心に銘して忘るゝこと能はざるものたり茲に其參會者の氏名を掲ぐ（別天生）

木名瀨君　坪井君　杉野君
山縣君　森田君　古野君
奥村君　三池君　渡邊君
高屋君　神尾君　江澤君
尾原君　高松君　河村君

○諸星來往

一、久保田局長は本月十一日靜岡大阪安濃津福井金澤富山の各監獄巡閱の途に上りたり、隨行員は鎌田屬

本月分雜誌は典獄會議の爲め材料豐富なるに依り特に雜錄統計雜報飜譯を省略し全部會議事項を以て補塡することゝせり、會員諸氏の諒察を請ふ

編輯員

會告

本會規則に依り役員改選を行ひたるに從來の如く清浦男爵を會頭に、小河滋二郎氏を委員長に滿場一致を以て選擧せり、兩氏共に各々其職に當るべきを快諾せらる、因て茲に之を廣告す

三十六年四月　　監獄協會

會頭より左記の諸氏に委員を囑托せられたり

石澤謹吾君
山上義雄君
眞木喬君
藤澤正啓君

右廣告す

三十六年四月

監獄協會

小河滋二郎
杉野喜祐
森田重行
佐藤元次郎

廣告

樺戸監獄在勤看守長草刈次郎君四月四日病死之趣に有之同君は舊監獄官練習所同窓生にして緣故も薄からず候に付生等茲に相謀り聊か金圓を醵集して靈前に供せむと欲す各地散在の同窓諸君は此際樺戸監獄在勤鈴木重靜へ宛て左の例に依り御送金被成下度候也

一金壹圓　高等官
一金五拾錢　判任官

三十六年五月

追て各位への領收證は別に本紙を以て廣告可致候間御含被成下候

明治三十六年五月二十日

發行人兼編輯人　磯村政富
印刷人　磯村兌貞
發行所　東京市麹町區永樂町一丁目三番地　監獄協會
印刷所　東京市麹町區內幸町一丁目五番地　惠愛堂